宮崎県公報別冊

令和８年４月６日付けで公表した令和７年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況について

令和８年１０月

宮崎県監査委員

１　包括外部監査の特定事件

教育及びその振興に関する事務の執行について

２　包括外部監査の結果に基づく措置

令和７年７月１日から令和８年３月２３日までの間に、宮崎県教育委員会に対し、包括外部監査人が監査を実施した。

その結果、８４件の事項について、改善の措置を講ずるよう文書で通知を行った。

該当機関からの講じた措置の報告については、次のとおりである。

区　　分	監査結果	講じた措置報告
指摘事項	１８	１８
意　　見	６６	６６
計	８４	８４

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見 区分	指摘事項及び意見 内　容	講じた措置等	所　管	報告書ページ
教育政策課				
【全般】				
1．宮崎県教育振興基本計画等				
意見	**①推進指標等の設定根拠等の明確化について** 【現状及び問題点】 県は、教育振興基本計画の「第5章 計画の推進に当たって」、「第2節 推進指標」において、施策ごとに推進指標、現状値及び目標値を定めている。 しかし、教育振興基本計画には、この推進指標、現状値及び目標値に係る設定理由、設定根拠、設定プロセス等の記載がない。 また、令和7年度教育委員会の点検・評価（令和6年度実績）（以下「教育委員会の点検・評価」という。）の「点検・評価の対象、方法、基準について」の「評価例」において、「指標には、過去の状況を基に設定された基準値、当該年度に目指したい目安値、計画の最終年度（令和8年度）のゴールとして設定した目標値がある」と記載されているが、これらの数値に係る設定プロセス等の記載がない。 このため、教育振興基本計画及び教育委員会の点検・評価のいずれにおいても、推進指標、現状値及び目標値に係る設定理由、設定根拠、設定プロセス等について明確な記載がなく、これらの推進指標等について客観性を判断することが困難な状況にある。 具体例としては、次のような点が不明確であった。 ・現状値の算出方法：教育振興基本計画では、現状値の箇所に「R4」と記載されているが、県へ質問したところ、実際は前計画（R1～R4）の4年間平均値を使用している指標が多く、表記と実態が異なっている。ただし、一部の指標（例：施策8の科学の甲子園・ジュニア全国大会順位）はR4年度単体の数値を使用しており、統一性がない。	本計画は、関係機関との調整や「宮崎県教育振興基本計画策定懇話会」等の手続きを経て策定されている。現計画における指標等の設定プロセスについて、更なる透明性の確保が必要とのご指摘は重く受け止めている。 次期計画の策定においては、各指標の設定根拠やプロセス、外部有識者の関与内容について、計画本体または資料編への記載を充実させるよう検討している。	教育政策課	33

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
	・目標値の決定プロセス：県へ質問したところ、目標値は各関係課への依頼や検討を経て決定されたとのことだが、その過程や根拠が教育振興基本計画から読み取れない。特に、100%という高い目標値を設定している施策（例：施策2や施策4）と、現状値から数ポイントしか上昇させない控えめな目標値を設定する施策（例：施策13）が混在する理由が不明である。 ・外部有識者の関与：教育振興基本計画には、外部有識者として宮崎県教育振興基本計画策定懇話会の記載はあるものの、指標の設定における具体的な関与内容や意見がどのように反映されたかが不明瞭である。 　以上から、推進指標、現状値及び目標値について、どのような考え方で設定されたものか、県独自の判断で設定されたものか、客観的な視点を取り入れて設定されたものか等が判断できず、これら指標等の妥当性や信頼性について疑義が生じる可能性を否定できない。 【改善提案】 　教育振興基本計画に対する信頼性を向上させるため、県は、推進指標、現状値及び目標値に係る設定理由、設定根拠、設定プロセス等について、次のような視点を踏まえ、検討することが望ましい。 ・設定理由、設定根拠等の明示：各施策における推進指標については、設定理由、設定根拠等を記載する。各施策では様々な取組を事業として実施するはずであるから、それら取組を通じて、なぜその推進指標が相応しいのかを明示する。 ・現状値の算出方法の明示：単年度の数値か、複数年度の平均値かを指標ごとに明示する。現状では「R4」という記載が「R4年度単年度数値」なのか「R1～R4の平均数値」なのか不明瞭であるため、明確に区別する。やむを得ず指標ごとに異なる算出方法を採用する場合は、その理由を注釈として記載する。 ・目標値の決定プロセスの明示：関係課との協議内容、外部有識者の意見聴取結果、過去の実績分析等、目標値決定に至った経緯を可能な限り具体的に記載する。特に、目標値を高く設定した指標（100%等）と控えめに設定した指標（現状値+数ポイント）について、その判断根拠を説明する。			

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
	・宮崎県教育振興基本計画策定懇話会等における外部専門家の具体的な関与内容：どの分野の専門家がどのような意見を述べ、それがどのように指標設定に反映されたかを明記する。 ・策定の経緯の記載充実化：教育振興基本計画の後段に「資料」として、策定の経緯が記載されているが、推進指標等の設定についても記載を充実化し、プロセスの透明性を確保する。			
意見	**②推進指標に係るアウトプット指標とアウトカム指標の明確化について** 【現状及び問題点】 　教育振興基本計画の「第5章 計画の推進に当たって」、「第2節 推進指標」に記載されている推進指標の内容を見ると、事業の実施状況を示すアウトプット指標（活動指標）と事業の成果を示すアウトカム指標（成果指標）が混在していると考えられる。 　具体的には、施策2「小・中・高等学校等の通常の学級において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童生徒のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童生徒の割合」や施策8「理科教育に関する大会等の参加数等」はアウトプット指標であると考えられる。一方で、施策1 「いのちの尊さや大切さについて考えることのできる学校であると答えた児童生徒の割合」や施策3「困りごとや不安があるときに先生や学校にいる大人に相談できると答えた児童生徒の割合」はアウトカム指標であると考えられる。 　県へ質問したところ、アウトプット指標とアウトカム指標については、特に区別していないとの回答であった。 　アウトプット指標とアウトカム指標が混在する場合、実施した活動量を把握したいのか、達成した成果を把握したいのかが不明確となってしまい、事業の真の成果が不明瞭となる。	指標の分類については、現計画の体系を維持しつつ、次期計画策定の段階で、アウトプット指標からアウトカム指標に至るロジックモデルの整理を検討する。各事業が目指すべき成果をより明確に示せるよう、指標の再構築に向けた準備を進める。	教育政策課	34

指摘事項及び意見			講じた措置等	所　管	報告書ページ
	区分	内　容			
		【改善提案】 　県は、事業の有効性をより正確に評価するため、次を参考にして、アウトプット指標とアウトカム指標を明確に区別し、両者の関係を整理することが望ましい。 ・指標の分類：アウトプット指標からアウトカム指標に至る因果関係の例を明示した上で、全99指標について、アウトプット指標かアウトカム指標かを明確に分類し、教育振興基本計画に明示する。			

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
意見	**③教育委員会の点検・評価における数値表示の改善について** 【現状及び問題点】 　教育委員会の点検・評価の第4章「総括」において、令和6年度の達成度が3,000%、600%、500%等といった極端に高い数値や、0%未満といった記載がある（施策2、施策3、施策18等）。 　これらは、教育委員会の点検・評価の「点検・評価の対象、方法、基準について」の計算方法に基づくものであるが、一般の県民にとっては誤解を招きやすい記載であると考える。また、計算式の具体的な内容が不明瞭であり、最終目標値に対する進捗状況も分かりにくい。 【改善提案】 　県は、分かりやすい教育委員会の点検・評価とするため、次の改善を検討することが望ましい。これらの改善により、県民や第三者が教育委員会の点検・評価を読んだ際に、各施策の進捗状況を正しく理解することが期待できると考える。 ・極端な数値への注釈：達成率が3,000%、600%、500%、0%未満等といった極端な数値の場合は、その意味を注釈で説明する。 ・計算式の明示：達成率の具体的な計算式を明示する。例えば、「達成率（%）＝（実績値－基準値）÷（目安値－基準値）×100」といった形で示す。 ・最終目標値への進捗表示：各指標について、最終目標値（令和8年度目標値）に対する現在の進捗状況を%で表示する。 ・グラフの活用：数値だけでなく、グラフを用いて、進捗状況を視覚的に示す。	ご意見の通り、現状の数値表示は県民にとって誤解を招く恐れがあることを認識している。令和8年度の点検・評価シートより、計算式の明示、極端な数値に対する補足説明、および最終目標値に対する進捗状況のパーセンテージ表示等、視認性と分かりやすさを向上させる改善を検討している。	教育政策課	35

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
意見	**④年度間のつながりとPDCAサイクルの明確化について** 【現状及び問題点】 　教育委員会の点検・評価では令和6年度の実績が報告されているが、前年度の課題が当該年度の取組にどのように反映されたか、また当該年度の課題が次年度の計画にどう活かされるかという、年度間のつながりが不明瞭となっている。例えば、令和6年度の取組が令和5年度の教育委員会の点検・評価で指摘された課題をどのように改善したのか等は明示されていない。 　また、教育委員会の点検・評価「第3章 外部有識者からの意見」において、外部有識者からの意見が記載されているが、これらの意見が次年度の取組にどのように反映されたか不明瞭である。 【改善提案】 　県は、教育振興基本計画の各施策について、教育委員会の点検・評価において実績評価をする際には、PDCAサイクルを実質的に機能させ、計画の実効性を高めるため、次の取り組みを実施することが望ましい。 ・前年度からの改善の明示：各施策の冒頭に「前年度からの主な改善点」という項目を設け、前年度の点検評価で指摘された課題に対してどのような改善を行ったかを明記する。 ・外部有識者意見への対応状況の報告：前年度の外部有識者意見に対して、どのような対応を行ったかを一覧表にまとめ、点検・評価に掲載する。 ・複数年度の推移分析：各指標について、計画開始年度からの推移をグラフで示し、トレンドを分析する。	PDCAサイクルの実効性を高めるため、次期計画策定後、点検・評価シートの様式を見直す。具体的には「前年度の課題に対する改善措置」や「外部有識者の意見への対応状況」を明示する項目を新設し、年度をまたいだ継続的な改善プロセスが可視化されるよう工夫を検討している。	教育政策課	36

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
意見	**⑤教育振興基本計画及び教育委員会の点検・評価の視覚的改善について** 【現状及び問題点】 　教育振興基本計画及び教育委員会の点検・評価は、全体的に文字情報が多く、視覚的な工夫が不足していると考える。 　グラフや図表、イラストなどの視覚的要素が少ないため、県民にとって理解しにくく、読みにくい資料となっている可能性を否定できない。特に、推進指標の推移や達成状況など、数値データはグラフ化することで理解しやすくなる。 【改善提案】 　県は、教育振興基本計画及び教育委員会の点検・評価について、県民にとって理解しやすい資料とするため、次の改善を行うことが望ましい。これらの改善により、県民が資料を手に取りやすくなり、教育施策への関心と理解が深まることが期待できる。 ・グラフの活用：推進指標の推移、達成状況、他県との比較などをグラフ（折れ線グラフ、棒グラフ、レーダーチャート等）で示す。 ・図表の活用：施策の体系、評価の流れ、PDCAサイクルなどを図表で示し、視覚的に理解しやすくする。 ・色分けの活用：達成状況を色で区別する（例：達成＝青、概ね達成＝緑、未達成＝黄、大幅未達成＝赤）ことで、一目で状況を把握できるようにする。 ・ページレイアウトの改善：余白を適切に取り、見出しを大きくするなど、読みやすいレイアウトに改善する。	県民にとって親しみやすい資料とするため、令和8年度の点検・評価シートからグラフ等の活用を積極的に検討している。 　また、配色の工夫やレイアウトの改善を行い、進捗状況が一目で理解できるよう資料の質的向上も検討している。 　なお、計画本体のレイアウト変更等については、次期計画策定の際の構成案検討時に反映させる。	教育政策課	36

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
【個別】				
1．教育広報事業				
意見	**①指標の設定について** 【現状及び問題点】 本事業については、達成すべき指標が設定されていない。 県担当者によると、番組放送時の視聴率や二次利用の配信動画に係る再生数等の数値は把握しているが、放送時の番組視聴率は放送時間帯によって偏りがあるとともに、動画再生数は取材対象によって番組間で著しい差が生じるため、これらの数値だけで事業の成果を測ることはできないとの理由によるものである。 しかし、達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本事業の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考える。 【改善提案】 視聴率や動画再生数だけでは広報広聴活動の成果を十分に測ることが難しいことは理解できる。しかし、税金を投入して広報活動を行っているのであるから、県においては、何らかの指標設定を検討することが望ましい。 放送番組の視聴率や動画再生数は、少なくとも当該番組が視聴者や動画サイトへのアクセス者の目や耳に触れたことを示すものであり、一定の意味がある数値である。 毎年実施している「みやざきの教育に関する調査」では家庭向け調査において番組別に見たことがあるかどうかを回答する項目が、児童・生徒向け調査では教育委員会の広報番組を見たことがあるかどうかについて回答する項目が設定されている。これらの項目も、完全とは言い難いが参考にはなり得ると考えられる。 例えば、当面の間は現在把握している数値等を活用しながら、将来的には、県民への意識調査において広報番組への関心度合いを示す調査項目を加える等の方法を検討することも考えられる。	視聴率や動画再生数については、その性質上、本事業の成果を完全には測れないものの、広報活動の到達度を知るためのひとつのデータとして継続的に把握していく。あわせて、「みやざきの教育に関する調査」における番組の認知度・視聴状況に関する項目も参考にしながら、指標の設定について引き続き検討していく。	教育政策課	41

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見 区分	指摘事項及び意見 内　容	講じた措置等	所　管	報告書ページ
高校教育課				
3．宮崎で活躍！高校生県内就職促進事業				
意見	**①科目更正の根拠と予算執行について** 【現状及び問題点】 　本事業は高校卒業後の県内企業への就職を促進することを目的としている。このため、県外企業での実習に対して本事業の予算を執行することには、相当の合理的理由が必要と考えられる。 　この点、宮崎工業高等学校において本事業で支出している旅費のうち82,016円は、県外企業で実習を行ったインターンシップに係る教職員の実習先企業への巡回及び生徒引率に係るものである。当該旅費は、当初、高等学校総務費の旅費で支出されていたが、その後、本事業における予算令達によって支出科目が更正されたものである。 　科目更正の理由について質問したところ、県担当者によると、次のとおりであった。 ・当該支出について、当初、県外企業への実習に係る引率教職員旅費は本事業の趣旨に馴染まないと解して高等学校総務費の予算から支出していた。 ・しかし、高等学校総務費の旅費に予算不足が生じたため、本事業の旅費で支出することの妥当性について再度検討した。	今回の支出更正のようなイレギュラーな事務処理については、根拠を明示しなければ後年度に正当性を検証できないことは指摘のとおりである。 　今後は、改善提案のとおり、会計処理に限らず、通例でない処理を行った場合は、その経緯、判断の根拠等を文書化し、一連の書類として残すこととしたい。	高校教育課 宮崎工業高等高校	48

	指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
	区分	内　容			
		・その結果、当該実習で実施する作業内容は、県内で実施している事業者はないが、対象学科においては重要な内容である。卒業生の中には、このような県内では従事できない内容の業務を行っている県外企業に就職し、将来、県内では体験できない業務内容に従事した経験や技術を習得して県内に帰郷を果たす者も存在するため、そのような期待を込めて本事業から支出することを認めた。 ・なお、令和7年度以降はそのような実習内容にも疑義なく支出できるよう取り扱いの変更を検討している。 　科目更正に際して支出科目更正伺が起案されているが、科目更正の理由については「予算令達による」と記載されているのみであり、上記更正理由を裏付ける文書は見当たらなかった。 【改善提案】 　本事業の目的が①将来地元で活躍できる人材の育成を図ること、②地元企業への就職を促進することの2点であることから、これらのうち①に該当するものとして支出科目更正を認めた理由は理解できなくもない。 　しかし、更正を認めた理由を文書化していないため、更正が正当な理由によるものであるか事後的に検証することが困難になっている。 　高等学校職員の出張旅費等は、年度末近くになって急遽必要となるものも想定される。したがって、県は、突発的な支出の可能性がある費目については、2月補正予算までにある程度の余裕をもって補正を行うことが望ましい。また、科目更正の理由を文書に残して明確にしておくことが望ましい。			

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
意見	**②デュアル教育システム講師謝金の支出額計算方法について** 【現状及び問題点】 　宮崎工業高等学校においては、デュアル教育システムを2つの学科で実施している。デュアル教育システムは、生徒が実習先企業に出向いて行う実習と、実習を受けた生徒が学校で行う成果発表の2段階から構成され、それぞれの段階で実習先事業者への謝金が支出されている。 　このうち、成果発表に係る実習先企業への謝金は、一方の実習先に対しては「1校あたり15,000円を規準とする」という謝金の支出基準に基づいて15,000円が支出されていた。しかし、他方の実習先に対しては交通費実費相当額として4,600円が支出されていた。 　交通費相当額を支出している学科の担当者に理由を問い合わせたところ、予算不足が懸念されたことから最低限の支出に止めるために交通費実費相当額の支出のみで実施可能な成果発表の形態となるよう実習先企業と協議した結果による、とのことであった。 　結果的に、一見すると同一内容の実習に異なる基準で謝金が支出され、実習先事業者間で公平性、金額の妥当性に問題がある支出が行われたのではないかとの疑念に対する明確な説明が記録として残されていない。 【改善提案】 　宮崎工業高等学校においては、上記謝金のような通常の支出基準とは異なる方法等によって算定された支出についてその根拠等を文書化しておくことが望ましい。	改善提案のとおり、通常の支出基準と異なる支出があった場合は根拠を文書化することとするが、そうなる以前に、基準どおりの支出が行えるよう、①本課と学校（事業担当者、事務室）、②事業担当者と事務室、③各学科間で情報共有・連携を十分に行う。	宮崎工業高等高校	49

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
指摘事項	**③準公金等を取り扱う預金口座に係る預金残高照合手続の実施遅れについて** 【現状及び問題点】 本事業のうちインターンシップ、企業見学会、職業講話、デュアル教育システムについては、県立高等学校各校で実施している教育活動である。 本事業が開始される以前から、それぞれの活動に要する諸費を副教材費等の保護者徴収金で賄っており、現在でも本事業予算が不足する場合等は従前と同様に保護者徴収金から当該不足額が支出されている。保護者徴収金はPTA会費や修学旅行積立金等と合わせて「準公金」として、各学校において出納事務が行われる。 そこで、本事業における人件費及び事務費予算額上位3校のうち、デュアル教育システムを実施している宮崎工業高等学校を抽出して現地調査を実施した。現地調査においては、本事業で実施する上記教育活動の実施状況や、準公金に係る出納管理の状況を確かめることを主な目的とした。 準公金の出納に使用している預金口座については、預金口座確認簿に毎月の収入額、支出額月末残高を記入して、毎月通帳を添えて出納責任者の確認と校長の承認を受けることとされている。ところが、令和6年度の預金口座を確認したところ、4月分、7月分、12月分の確認日は、それぞれその翌月分と合わせて6月、9月、2月となっていた。すなわち、4月、7月、12月については月末預金残高の照合確認が1か月遅延していることとなる。 【指摘事項】 宮崎工業高等学校は、預金残高の照合確認について、準公金についても毎月実施すべきである。	宮崎県教育委員会準公金等取扱規定の運用について（教育次長通知）に基づき、準公金の残高照会については毎月実施することとした。	宮崎工業高等高校	49

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
意見	**④各学校で実施する事業の実施財源と実施可否の判断について** 【現状及び問題点】 本事業のうちインターンシップ、企業見学会、職業講話等については、対象高等学校が実施計画書を作成して実施に必要な経費を高校教育課に対して令達要求を行う。これを受けた、高校教育課は、各学校の令達要求額を取りまとめ、予算の調整等を行った上で、各学校に令達を行う。 各学校は、令達額が要求額に満たない場合は、不足額について保護者からの徴収金等を財源として事業を実施する、又は事業の縮小や中止を検討することとなる。事業実施後は、事業の実施状況と支出経費を取りまとめ、高校教育課に報告している。 宮崎工業高等学校の実績報告を閲覧したところ、外部講師招聘による職業講話についての成果と課題において「毎年実施できる効果的な事業でもあるため昨年度までは実施したが、今回は予算不足のため実施しなかった。」との記載があり、職業講話は実施されていない。 効果的な事業であるにもかかわらず実施できなかったことは、事業遂行上の問題がある。 【改善提案】 県は、各学校が要望する事業が最大限実施されるよう、事業実施に係る予算活用の実施例をパターン化して例示する等、各学校の担当者間で情報やノウハウを共有することが望ましい。	事業実施に係る予算活用例について、各学校の担当者が実施に関する情報を取得しやすいよう、進路指導主事会での説明や教職員グループウェアでの周知を実施する。	高校教育課	50

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">指摘事項及び意見
区分</th><th>内　容</th><th>講じた措置等</th><th>所　管</th><th>報告書
ページ</th></tr>
<tr><td colspan="4">4．高校生有機農業実践事業</td></tr>
<tr><td>指摘
事項</td><td>①温室改修工事に係る契約分割について
【現状及び問題点】
高鍋農業高等学校（以下「高鍋農業高校」という。）は、本事業実施によって有機JAS認証を取得することを目的として、既存の温室2棟の改修工事を行っている。工事の内容と金額は、次のとおりであった。
（単位：円）
<table><tr><th>対象温室</th><th>修繕工事</th><th>追加工事</th><th>合計</th></tr><tr><td>温室ハウス１号</td><td>983,400</td><td>863,500</td><td>1,846,900</td></tr><tr><td>温室ハウス２号</td><td>983,400</td><td>688,600</td><td>1,672,000</td></tr></table>高鍋農業高校では、それぞれの温室について修繕工事と追加工事を別個の工事として、1件当たり100万円を超えない契約であるとして随意契約によっている。
しかし、見積依頼書等によると、修繕工事と追加工事の納期は同一日とされており、一体の工事として発注することも可能であったと考えられる。両者を合計すると、各温室の工事金額は100万円超となり、本来は、競争入札を実施すべき金額となる。また、一体の工事として見積を行うことで、より安価に受注できる可能性があったと考えられる。

【指摘事項】
高鍋農業高校は、法令等の遵守、経済性に鑑み、契約を分割することなく、適切に契約事務を実施すべきである。</td><td>所属内で契約に関する県財務規則の条文や関係法令等を再確認した。
今後、工事や修繕等を行う場合には、予算執行伺を作成する際に、事務担当者、事務主任及び事務長で内容や工期等を十分確認し、法令及び規則に基づいた適切な契約事務を行う。</td><td>高鍋農業高等学校</td><td>54</td></tr>
</table>

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
意見	**②備品の現物確認等について** 【現状及び問題点】 物品管理については、物品管理調達課長名で「物品の適正な管理について（通知）」が発出され、備品の現物確認等について、次のとおり記載されている。当該通知においては、実施時期の具体例や実施方法、実施にあたってどのような記録を残しておくべきか等についての記載はなく、各所属の裁量に委ねられている。 ① 備品の現物確認は、「備品管理簿」や「物品使用簿（令和７年度より、「備品使用簿」から名称変更。）」等を活用しながら、定期的（毎年１回以上）に行うこと。 また、使用状況や処分の必要性など備品の状態も併せて確認に努めること。 ② 備品の多い所属は、所属全体で現物確認を行うなどの取り組みを行うこと。 ※出所：県提出資料 本事業で取得した備品については、財務会計システムにおいて備品台帳に登録されている。しかし、当該備品も含め、学校において財務会計システムに登録されている備品が令和6年度中の一定の時期において現存することや、使用状況、故障や不具合の有無等について調査していることを示す書類等は存在しなかった。 結果として、備品の具体的な管理状況は不明瞭であったと言わざるを得ない。 【改善提案】 高鍋農業高校においては、現物確認等を適切に実施したうえで、実施した結果を文書として保存しておくことが望ましい。	備品管理簿を整理・作成するため、全職員で保管場所ごとの備品の現物確認を実施した。引き続き、備品管理簿の整理・作成を進めるとともに、年１回の現物確認を確実に行い、備品が現存していることや使用状況等を把握し、適切に備品管理を行う。	高鍋農業高等学校	54

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
5．IT教育環境整備事業				
意見	**①需用費予算の執行について** 【現状及び問題点】 　本事業による需用費から、佐土原高等学校における普通旋盤芯押し台修理一式99,000円が支出されていた。しかし、普通旋盤には、NC旋盤のように加工プログラムによる自動加工機能が無いことから、一見するとIT教育環境整備を行う本事業予算からの支出には馴染まないのではないかとの疑義が生じる。 　県によると、当該修理代を本事業から支出した理由は次のとおりであった。 ・ＮＣ旋盤実習は普通旋盤実習の応用にあたり、普通旋盤での切削条件や加工手順をＮＣ旋盤のプログラムに適切に反映させることが重要である。そのため、当該校のＮＣ旋盤実習においては、生徒の理解を深めるために、実際に普通旋盤での加工を行い、その加工手順と比較しながら、ＮＣ旋盤のコード作成や入力をする実習を行っている。 ・修理の対象となった普通旋盤は、機械加工実習室に設置している10台のうち専らNC旋盤実習で使用している1台である。したがってＮＣ旋盤実習を実施するために必要な故障修理の支出であり、本事業から予算執行することを妥当なものと判断した。	改善提案の趣旨を踏まえ、決裁文書等に添付する記書き等に予算執行の経緯を記載する。	高校教育課	60

	指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
	区分	内　容			
		・予算については令達後未執行の残高があったため、これを使用して執行した。 　上記説明のとおりであれば、当該支出を本事業で支出することには一定の合理性があると考えられる。しかし、上記検討を行ったうえで適切な決裁権限を有する者の承認を受けたことを示す決裁書類等は確認できなかった。 　一見して本事業で支出することの妥当性に疑義が生じる可能性があるにもかかわらず予算執行を妥当と認めた理由を文書化していないため、当該予算執行が適切であったかを事後的に検証することが困難になっており、説明責任の観点から問題があると言わざるを得ない。 【改善提案】 　県は、一見して支出の妥当性に疑義が生じる可能性がある予算執行について、これを適切と認めた理由を決裁文書等に記載して明確にしておくことが望ましい。			

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
意見	**②リース物件の現物確認等について** 【現状及び問題点】 　本事業では、各県立高等学校に設置している教育用パソコンのリース料が支出されているが、リース物件の管理は物件を設置している各県立高等学校に委ねられている。 　そこで、リース物件の管理が適切に行われているかどうかを確認することを主な目的として、別事業で選定した現地調査先である宮崎工業高等学校と高鍋農業高等学校において、本事業によるリース物件の現地調査をあわせて実施した。現地調査においては、担当課が保管しているリース物件の品名、数量等が記載されている明細を入手して現品との照合を実施した。 　現地調査の結果、抽出した物件については明細と現品の品名、数量等は一致しており、故障や不具合等は見受けられなかった。しかし、宮崎工業高等学校と高鍋農業高等学校が担当課に提出している検査報告書には教室用パソコンについては「一式」とのみ記載されており、具体的な数量や故障・不具合等の有無、使用状況等についての記載はなかった。更に、各高等学校が、いつ、誰が、どのような方法で現品の所在や故障や不具合の有無等を確認したのかが判るような記録は残されていなかった。 【改善提案】 　リース物件も、リース料を税金から負担して保有しているものであり、購入した物品と同様の現物管理を行う必要がある。 　よって、各高等学校においては、備品の現物管理と同様に、現物確認等を適切に実施したうえで、実施した結果を文書として保存しておくことが望ましい。	改善提案の趣旨を踏まえ、各学校において現物確認を実施した記録を残した上で検査調書を提出するよう指導を行う。	高校教育課	60

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
意見	**③指標の設定について** 【現状及び問題点】 本事業については、達成すべき指標が設定されていない。 本事業は、リース契約により導入済みである県立学校の教育用パソコンに係るリース料支払と更新及び保守を行うものであり、いわば「守り」の事業であるため、事業の積極的な成果を示す指標を設定することには困難があることは理解できる。また、本県の高等学校においては1人1台端末を保護者負担（BYOD）によることを原則としていることから、1人1台端末充足率の100％維持等を指標として設定することは適切とは言い難い。 しかし、達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本事業の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考える。 【改善提案】 県においては、何らかの指標設定を検討することが望ましい。本事業において設置している教育用コンピュータの大部分は、各学校において教室用端末として設置しているパソコン及び周辺機器である。このことから、例えば、毎年実施している「みやざきの教育に関する調査」では教職員向け意識調査において「子どもたちがPCやタブレットなどのICT機器を授業や学習活動などで活用する場面を設定していますか」という質問が設定されており、これに対して肯定的な回答をしている高等学校教職員の比率は、本事業において整備しているICT機器の利用度合いを示すものとして指標になり得ると考えられる。	事業の立て付けや適正な指標の設定等、関係各課と協議を進めていく。	高校教育課	61

<table>
<tr><th colspan="2">指摘事項及び意見
区分</th><th>内　容</th><th>講じた措置等</th><th>所　管</th><th>報告書
ページ</th></tr>
<tr><td colspan="6">7．世界とつながる高校生海外留学支援事業</td></tr>
<tr><td></td><td>意見</td><td>①高校生海外派遣事業応募者への選考成績開示について

【現状及び問題点】
　高校生海外派遣事業には、以下のとおり募集人員を超える応募があり、書類審査と面接による選考が行われた。

（単位：人）
<table><tr><th>研修の種類(コース)</th><th>募集人員</th><th>応募者数
(うち、辞退者数)</th></tr><tr><td>グローバル・リーダー育成海外研修
(アメリカ・シンガポール)</td><td>40</td><td>110(2)</td></tr><tr><td>グローバル・アントレプレナー育成海外研修
(ベトナム・台湾)</td><td>40</td><td>40(3)</td></tr><tr><td>海外ファームステイ等実践体験研修
(オーストラリア)</td><td>10</td><td>30(2)</td></tr><tr><td>合計</td><td>90</td><td>180(7)</td></tr></table>※出所：県提出資料から監査人が作成
　上表のとおり、合計人数で、募集人員に対して2倍の応募者があり、対象生徒の関心の高さが伺える。また、実際の選考資料によると、当落線上に多くの応募者が存在し、選考に当たった選考委員の苦慮の跡が伺える。

　県によると、選考に漏れた応募者からは選考結果等についての問い合わせや成績開示の請求等はなかった。また、開示請求があれば情報開示条例に基づいた情報開示には対応可能であったとのことであったが、募集要項等において成績開示に関する記載等は見当たらなかった。
　現在、県が実施している各種資格試験や入学試験、職員採用試験等の結果については、本人に限り口頭による開示請求（簡易開示）ができる旨が県のホームページに掲載されている。これによると、試験の種類によっては受験者本人に対して面接評価や総合順位等についての開示請求ができるものも見受けられるが、本事業の選考はこれらの開示対象に含まれていない。</td><td>　改善提案の趣旨を踏まえ、県が実施する各種資格試験や入学試験、職員採用試験等の結果に準じた開示を行うこととし、その旨を募集要項等に明記する。</td><td>高校教育課</td><td>69</td></tr>
</table>

指摘事項及び意見			講じた措置等	所　管	報告書ページ
	区分	内　容			
		【改善提案】 　応募者の中には1年生も数多く存在し、今年度の選考に漏れた生徒は翌年度も同様の募集があれば再度応募する可能性はあると考えられる。また、仮に応募の意思がなかったとしても、成績開示を受けられることによって、自身の良くできている点や今後重点的に取り組むべき事項を把握して今後の学習や学校生活における諸活動に資することができると考えられる。 　他方、県にとっても応募者の学習その他の諸活動に対する意欲を高め、高い能力を有する人材の育成に資することができると考えられる。 　入学試験や各種検定試験が知識や学力を主な選考基準とするのに対して、本事業の選考は応募者の意欲や学校生活における取組、実績を評価するものであって選考方法も書類審査や面接によっていることから、開示できる内容が限定されることは理解できる。しかし、限られた内容であったとしても、選考に漏れた応募者にとっては今後の学習や諸活動の参考とはなり得る。よって、県は、例えば以下のような方法でより積極的な成績開示を行えるよう検討することが望ましい。 ・選考結果について、県の情報開示条例に基づいて開示請求ができる旨を募集要項等に明記する。 ・県が実施する各種資格試験や入学試験、職員採用試験等の結果に準じた開示を行うこととし、その旨を募集要項等に明記する。			

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
9．帰国・外国人児童生徒に対する学習支援事業				
意見	**①達成すべき指標について** 【現状及び問題点】 　本事業は、小・中学校においては義務教育課が実施し、高校においては高校教育課が実施しているものであるが、その達成すべき指標について、高校教育課では、日本語教育を受けた生徒が、最終学年に日本語の力の段階ステージ4以上となる割合としている。もっとも、令和6年度においては、最終学年（高校3年生）の対象生徒が存在していなかったために目標値が設定されていない。なお、令和8年度に同割合が100%という目標値が設定されている。 　これでは、最終学年（高校3年生）の対象生徒が存在しない限り、一切事業の効果を把握することができなくなるため、これだけを達成すべき指標としているのは適切ではない。 　なお、日本語の力の段階ステージ4以上というのは、文部科学省が平成22年度から平成24年度にかけて実施した「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」のひとつとして、学校において利用可能な日本語能力の測定方法として開発された「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント（略称「DLA」）」における評価に基づくものである。ステージ4とは、日常的なトピックについて理解し、学級活動にある程度参加できる段階であるとされている。 【改善提案】 　最終学年（高校3年生）の日本語の力のみを事業評価の指標とするのではなく、例えば、高校１年生及び高校2年生に日本語の力の段階ステージ3以上となる割合も事業評価の指標に加える等、最終学年の対象生徒が存在していない場合にも事業の効果を把握することができる指標を設定すべきである。	改善提案の趣旨を踏まえ、日本語の力の段階ステージ３以上となる割合を事業評価の指標に加え、各学年段階において事業の効果を把握できるようにする。	高校教育課	75

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
10．ひなた教育DX整備事業				
意見	**①契約書と仕様書について** 【現状及び問題点】 　本事業では、デジタル採点システム導入のために、受託業者との間でデジタルシステム利用契約を締結し、宮崎県を甲、同社を乙として、契約書を作成している。しかし、同契約書第5条において、「乙は、システムの提供をデジタル採点システム提供仕様書（以下、「仕様書」という。）及び甲の指示に従って処理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、仕様書が契約書と一緒に綴じられていない。 【改善提案】 　仕様書は、契約書に定められた業務の具体的内容、本契約では、システム提供の範囲やシステムの利用環境、システムの機能、保守管理等を定めているものであり、契約書の一部を構成するものである。したがって、契約書の条項に仕様書に従う旨の記載がある場合には、仕様書も契約書と一緒に綴じることが望ましい。	令和７年度の契約分から、契約書の末尾に仕様書を一緒に綴じ込むように改善した。	高校教育課	78

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
11．ひなたDXハイスクール事業				
意見	**①研修等に伴う謝金額の決定について** 【現状及び問題点】 　延岡星雲高等学校では、毎月、講師を招いてDXハイスクール推進事業教材研究会議を実施し、講師に１時間当たり8,000円を謝金として支払っている。この講師は、専門学校の非常勤講師の経験がある県内の民間会社の人物である。 　教育政策課長作成の「研修等に伴う謝金等の標準について」によれば、謝金は講師の所在地や立場によって区分されており、県内の学識経験者で大学教授であれば1時間当たり8,000円、大学教授以外・准教授等以外の者であれば1時間当たり5,000～10,000円、県内の研修専門家であれば1時間当たり5,500～10,000円が謝金の標準とされている。 　しかし、本件の謝金額である1時間当たり8,000円が、上記のどの区分に基づいて決定されているのかが何ら明らかとなっていない。 【改善提案】 　本件の講師は大学教授ではないので、その謝金の標準は、1時間当たり5,000～10,000円か5,500～10,000円になると思われる。したがって、1時間あたり8,000円という金額自体に何ら問題はない。 　しかし、講師の所在地や立場によって金額の区分がなされ、かつその金額に幅がある以上、当該講師がどの区分に該当し、かつ、幅のある金額が設定されている場合にはその金額に決定した理由を明らかにしておくことが、恣意的な謝金の支払いや講師間の不公平さを防ぐためには必要である。したがって、研修等に伴う謝金額の決定においては、謝金額の決定理由を明示しておくことが望ましい。	「研修等に伴う謝金等の標準について」をもとに、その決定理由を別添資料として保存するよう各指定校に指示した。	高校教育課	81

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
意見	**②事業目的及び達成すべき指標について** 【現状及び問題点】 本事業は、文部科学省の高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）による高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金により、そのほとんどの財源が賄われている。そして、同事業では、デジタル等成長分野の学部・学科への進学者の増加が目的の一つとされている。しかし、本事業の目的及び達成すべき指標は、実際の進学者数の増加ではなく、進学を希望する生徒数の増加となっており、上記補助金交付の目的との間でズレが生じている。 【改善提案】 令和6年度が事業初年度であって、まずはICT機器等の環境整備が中心であることから高校3年生への直接的な影響が出にくいものであるとしても、その財源のほとんどを文部科学省の事業による補助金で賄っている以上、本事業の目的及び目指すべき指標は、文部科学省の事業の目的に沿うことが適切である。したがって、本事業の目的及び達成すべき指標として、進学を希望する生徒数の増加を排除する必要まではないが、デジタル等成長分野の学部・学科への実際の進学者数の増加も加えることが望ましい。	進学を希望する生徒数に加えて、デジタル等成長分野の学部・学科への実際の進学者数についても調査・把握するよう改善した。合わせて、令和８年度事業から、指標の追加について検討を進める。	高校教育課	81

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
意見	**③学校視察研修の報告について** 【現状及び問題点】 　延岡星雲高等学校では、教職員が東京都、千葉県、大分県、愛媛県の高等学校を視察するという視察研修が行われており、その旅費が支出されている。しかし、その視察研修の報告書等は一切提出されていない。 【改善提案】 　事前に視察研修の内容は申告されているとのことであるが、実際に行われる研修がその通りであるとは限らない。想定以上の成果が得られることもあれば、その逆もあり得る。そして、その結果を蓄積し共有していくことが、他の高等学校が視察研修を実施しようとする場合に、それら各学校の視察目的に沿った視察先を選定できることにつながる。したがって、視察研修を行った結果についても事後に報告させることが望ましい。	視察等を行った際には、実施要項に加えて、視察内容等が分かる資料（復命書等）を提出するよう各指定校に指示した。	高校教育課	82

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
12. 文化芸術教育推進事業				
指摘事項	**①講師謝金について** 【現状及び問題点】 　令和6年12月10日に実施した音楽の指導者研修会に愛知県名古屋市内の大学の元教授を講師として招いており、その講師謝金は１時間当たり20,000円とされている。 　教育政策課長名で作成されている「研修等に伴う謝金等の標準について」によれば、県外講師の1時間当たりの謝金は、学識経験者で大学教授・准教授以外であれば10,000～20,000円、研修専門家であれば20,000～30,000円とされているが、その金額は東京都内で活動している講師の標準であって、東京地区以外で阪神地区・福岡地区以外であれば、東京都内で活動している講師の5割から8割の額とされている。 　大学の元教授であれば学識経験者に該当することは明らかであり、そうであれば学識経験者の大学教授・准教授以外として1時間当たり10,000～20,000円が標準となり、かつ、名古屋学院大学の元教授ということであるから、現在の活動地域が名古屋市であれば、10,000～20,000円の5割から8割の額とされることになる。そうすると、この場合の講師謝金の幅は1時間当たり5,000～16,000円となる。 したがって、1時間当たり20,000円という講師謝金は、その範囲を超えてしまっていることになる。 　もっとも、研修専門家として扱った場合には、その講師謝金の幅は1時間当たり20,000～30,000円の5割から8割の額ということで10,000～24,000円となり、20,000円という講師謝金は、その範囲内に収まることになる。しかし、仮にそうであるとしても、なぜ、学識経験者ではなく研修専門家として扱ったのかについて何ら明らかではない。	改善提案の趣旨を踏まえ、講師謝金の決定の際、決定理由やその経緯、判断の根拠等を文書化し、一連の書類として残す。	高校教育課	86

	指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
	区分	内　容			
		【指摘事項】 　まず、前記の「研修等に伴う謝金の標準について」において、学識経験者と研修専門家という区分が別々に設けられ、それぞれの定義・違いが明らかにされていない。つまり学識経験者であって、かつ主に研修講師の活動をしている人物をどちらの区分で取り扱うのかが明らかになっていないことが問題であると言えるが、当該標準を作成したのは教育政策課であるので、その内容の是非についてはさて置くとしても、本件の講師謝金の額は、上記のとおり、当該標準に違反している可能性がある。 　それは、講師がどの講師区分に当てはまるのか及びその理由、県外講師であれば現在の活動地域はどこであるのか、東京地区以外であれば標準の何割の額にするのか及びその理由等について、検討していないからに他ならない。したがって、講師謝金を決定する際には、標準額に反すると解されることが無いように、決定理由について具体的に記載しておくべきである。			
	意見	**②アンケートの質問項目について** 【現状及び問題点】 　中山間地域の高校生を対象とした芸術鑑賞プログラムを実施した際、鑑賞した生徒に対してアンケートが実施されている。そのアンケートの最初の質問は、「日頃から文化に親しんでいますか？」である。しかし、一口に文化と言っても、その範囲は幅広く、宮崎県文化振興条例の第10条から第12条に定められているように、文化とは、音楽、美術、工芸、写真、舞踊、演劇、書道等にとどまるものではなく、漫画やアニメ、将棋や囲碁といった娯楽も含まれる。 　果たして、生徒たちが、そのような文化の範囲を正確に理解して質問に回答しているかは疑問であるし、また、本事業の目的と事業概要からすれば、このアンケートで聞きたいのは、娯楽文化ではなく、音楽、美術、工芸、写真、舞踊、演劇、書道等の芸術文化に親しんでいるかどうかのはずである。したがって、この質問は、抽象的すぎると言わざるを得ない。	改善提案の趣旨を踏まえ、アンケート項目の曖昧さをなくし、より具体的な項目として質問する。	高校教育課	87

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
	【改善提案】 　何を聞きたいのか、何が聞かれているのかを分かりやすくするために、例えば「日頃から音楽、美術、工芸、写真、舞踊、演劇、伝統芸能等の芸術文化に親しんでいますか？」のように、質問内容を改善することが望ましい。			
意見	**③達成すべき指標について** 【現状及び問題点】 　本事業は、「日頃から文化に親しんでいる中山間地域高校生の割合」を達成すべき指標に設定している。しかし、本事業は、次代を担う高校生の豊かな心の育成のために文化芸術教育の更なる充実・改善を行うことを目的としており、その対象たる高校生は中山間地域の高校生に限られるものではない。 　したがって、本事業が設定している指標は、あくまでも本事業内容の一つである中山間地域の高校生を対象とした芸術鑑賞プログラムの効果のみを図る指標にすぎないと言わざるを得ず、本事業全体の効果を図る指標として不十分である。 【改善提案】 　中山間地域の高校生に限るのではなく、県全体の高校生を対象とした指標も設定することも検討されたい。	改善提案の趣旨を踏まえ、次年度より、県内高校生を対象としたアンケートを実施し、達成すべき指標を設定する。	高校教育課	87

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
13. 宮崎の産業を支える高校生協働活動事業				
意見	**①講師謝金について** 【現状及び問題点】 　令和7年3月10日に延岡青朋高等学校で開催されたビジネス体験学習を内容とする講座の講師謝金として、4名×5時間×5,000円の合計100,000円が支出されている。そして、この4名のうち1名は県内在住であり、残り3名は東京都在住である。しかし、教育政策課長作成による「研修等に伴う謝金等の標準について」によれば、県外講師の謝金の最低標準額は10,000円と定められているため、東京都在住である講師3名については、最低標準額の半分の額しか支払われていない。 【改善提案】 　標準が定められている以上は原則としてその標準に従うべきであり、標準額未満の支出にとどまるとしても、定められている標準額の範囲外の支出となる場合には、その理由を明らかにしておくことが望ましい。	定められている標準額の範囲外の支出（標準額未満も含む。）となる場合には、その経緯、判断の根拠等を文書化し、一連の書類として残す。	高校教育課	91

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
14. つながりはぐくむ定時制・通信制生徒支援事業				
意見	**①契約書と仕様書について** 【現状及び問題点】 本事業では、受託業者との間で生徒相談支援員の配置業務の委託契約を締結し、宮崎県を甲、同業者を乙として、契約書を作成している。しかし、同契約書第5条において、「乙は、委託業務を甲が別に定める仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、仕様書が契約書と一緒に綴じられていない。 【改善提案】 仕様書は、契約書に定められた業務の具体的内容、本契約では、業務の目的や業務の範囲、契約に関する条件等を定めているものであり、契約書の一部を構成するものである。したがって、契約書の条項に仕様書に従う旨の記載がある場合には、仕様書も契約書と一緒に綴じることが望ましい。	改善提案の趣旨を踏まえ、契約書と仕様書は必ず一緒に綴じる。	高校教育課	95

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
意見	**②委託業務完了に対する合格通知の時期について** 【現状及び問題点】 　受託業者との間における業務委託契約書の第9条第2項で、県は、同社から業務の成果に関する報告書及び収支精算書を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を同社に通知するものとされている。受託業者から、報告書及び収支精算書が令和7年3月31日付で提出されているが、それに対する合格通知は令和7年5月30日になされており、2か月もの期間が費やされている結果となっている。 　ただし、その理由を確認したところ、報告書及び収支精算書の提出日付は令和7年3月31日となっているが、実際に提出されたのは4月末から5月上旬頃ということであった。しかし、そうであったとしても、提出から合格通知まで１か月ほどの期間が費やされている。 【改善提案】 　合格通知の時期が、報告書及び収支精算書が実際に提出された時期に左右されることは致し方ないとしても、報告書及び収支精算書が提出されてから間もない時期に通知することが望ましい。	改善提案の趣旨を踏まえ、報告書の提出後、速やかに合格通知を行う。	高校教育課	95

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見 区分	指摘事項及び意見 内　容	講じた措置等	所　管	報告書ページ
義務教育課				
16. 帰国・外国人児童生徒に対する学習支援事業				
意見	**①補助事業実績報告書に添付する書類について** 【現状及び問題点】 帰国・外国人児童生徒に対する学習支援事業補助金の交付額確定に当たっては、市町村が日本語教育サポーターに対して支給した給与等について出勤簿や給与支給明細等によって支給の事実を確認する等の方法によって審査を行っている。 しかし、支給対象となった日本語教育サポーターが勤務時間中にどのような業務を行っていたかが判る資料は確認できなかった。日本語教育サポーターの職務内容については、日本語指導教員連絡協議会等の場を利用して各市町村に周知しているとのことであったが、補助対象となっている日本語教育サポーターの実際の職務が補助対象として適切であるかどうかについては各市町村の判断に委ねられており、補助金交付主体である県としての確認は行われていない。 【改善提案】 日本語教育サポーターの勤務先は市町村立小中学校であって、その勤務内容のチェックは第一義的に市町村が行うべきことは当然である。しかし、これに補助金が交付されているのであるから、県としても何らかの確認は行うべきと考えられる。 よって、県は、補助事業実績報告書に添付する資料として出勤簿や給与支給明細等に加えて、例えば対象者の勤務日誌等、職務内容が判るものの添付を求めることや、職務内容についてのチェックリストの作成を市町村に求めてこれを添付資料とする等によって職務内容の審査を行うことが望ましい。	令和７年度は、２月に、日本語教育サポーターを雇用している市町村に、勤務内容が判る実施記録簿の提出を依頼した。その提出を受け、３月から、県として補助対象として適切かどうか確認を行っている。 令和８年度は、５月に実施した帰国・外国人児童生徒等に係る連絡協議会において、市町村教育委員会担当者に対し、日本語教育サポータの職務内容の確認を改めて行うとともに、年度末に実施記録簿を提出するよう依頼した。	義務教育課	102

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
意見	**②日本語教育サポーターが配置されていない小中学校への支援について** 【現状及び問題点】 本事業の達成すべき指標として日本語指導が必要な児童生徒が支援を受けている割合が設定されている。県によると、当該指標の「支援を受けている」とは、日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒に対して日本語教育サポーターが配置されていることを意味しているとのことであった。 令和6年度における本指標の実績値が89％であることから、令和6年度においては日本語指導が必要な児童生徒のうち11％が日本語教育サポーターによる支援を受けていないこととなる。県によると、これらの児童生徒に対しては、通学する小中学校のクラス担任や職員等が支援を行っており、当該職員への情報提供や個別案件に対する相談対応等は、帰国・外国人生徒への支援等に係る連絡協議会等の場を利用して行っているとのことであった。 しかし、共有された情報や個別相談の内容等について、記録したものは保存されていない。このため、情報の内容を事後的に確認することや、担当職員の異動等に伴う情報の引継等を適切に行うことが困難になっており、問題がある。 【改善提案】 県は、共有を図った情報や個別相談の内容及びその対応策等を何らかの形で記録として保存することが望ましい。具体的には、連絡協議会の議事録を作成して共有された情報の概要を記載することや、個別相談の内容及びこれに対する応答内容を記載した相談応答録の作成等が考えられる。	５月１日時点の日本語指導が必要な児童生徒数を基に、関係市町村に支援状況について聞き取りを行っている。 今後、支援ができていない状況が見られる場合は、拠点校への他校通級等の活用ついて助言を行う。 10月に実施する連絡協議会や、年３回実施する日本語教育指導教員、日本語教育サポーター向けの研修の中で、校内での情報の引継ぎの在り方について助言を行う。 県としては、各地域の個別相談の内容及び対応策について、相談対応記録簿を作成し、今後の引継ぎの際に活用する。	義務教育課	102

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
18. 循環型社会を実現する環境教育推進事業				
指摘事項	**①補助金確定額の審査について** 【現状及び問題点】 事業概要に記載のとおり、本事業に係る「循環型社会を実現する環境教育推進事業補助金」は、3市2町に交付されている。交付を受けた市町は、「循環型社会を実現する環境教育推進事業補助金交付要綱」に基づいて事業実績書及び収支決算書を県に提出している。県は、提出を受けた事業実績書及び収支決算書を審査して、補助金交付額を確定している。 各市町から提出された事業実績書及び収支決算書を閲覧したところ、高千穂町から提出された収支決算書について、支払の事実を示す支出調書、及び支出先が支出金額を受領したことを示す領収書は添付されていたが、支出の内容等については例えば「図書代として」のような記載にとどまっており、具体的な図書の名称や品目等の記載はなかった。 補助対象経費は、「循環型社会を実現する環境教育推進事業を実施するために必要な経費」であるため、例えば請求書、納品書等でその具体的な内容を確認する必要があるが、そのような書類は添付されていなかった。	令和７年度の実績確認においては、市町村から消耗品の購入であれば図書や物品が具体的に分かる明細書の提出を求め、確認を行った。令和８年度４月１日付けで要綱を改正し、交付申請、実績報告時に提出すべき書類を明記した。 また、別記様式として、事業計画書、収支予算書、事業実績書、収支決算書に、環境教育に直接関わる経費のみ補助対象となる旨、明記した。事業に係る年度当初や年度途中にある会議において、補助金の執行について適切に行うように依頼した。	義務教育課	109

<table>
<tr><th colspan="2">指摘事項及び意見</th><th rowspan="2">講じた措置等</th><th rowspan="2">所　管</th><th rowspan="2">報告書
ページ</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>県によれば、添付書類は例示であり、各市町村の支出処理は各市町村の規則等により適正に確認されていることを理由に、請求書、納品書等の添付がない収支決算書についても補助金額を確定しているとのことである。
一次的に支出処理を行うのは各市町村であったとしても、県が支出内容について真に補助の対象となるものに使用されたかどうかを確かめることは重要である。しかし、現状の確認方法では、請求書、納品書等が添付されていないため、具体的な内容の確認まで至らずに補助金額を確定したこととなり、問題がある。

【指摘事項】
本補助金は、上限額はあるものの補助率が100％であることから、補助金支出は実質的に県が負担するものであり、補助金確定額の審査は慎重に実施すべきである。</td><td>＜別記様式に付記した内容＞

様式第２号（第３条関係）
令和　年度　循環型社会を実現する「ひなたの環境教育」推進事業　収支予算書
市町村名（　　）
学 校 名（　　）
（単位：円）
<table><tr><th colspan="2">収入</th><th colspan="2">支出</th></tr><tr><th>費目</th><th>金額</th><th>費目</th><th>金額</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合　　計</td><td></td><td>合　　計</td><td></td></tr></table>（注）
１．別表（第２条関係）を参照の上、収支予算書を作成すること。
２．支出については、具体的な使途（内訳）を記載すること。
（例）
<table><tr><th>費目</th><th>金額</th></tr><tr><td>消耗品費
・　地域と連携した４Ｒ活動のための清掃用具費</td><td>6,380</td></tr></table>３．消耗品一品あたりの取得価格、又は取得見積価格（評価額）は、各市町村の規定額に準じること。
４．別記様式第２号（収支予算書）と別記様式第５号（収支決算書）の費目は一致させるものとする。
※　収支予算書に記載のない費目は、収支決算書で新たに費目として挙げることは認められない。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">指摘事項及び意見</th><th rowspan="2">講じた措置等</th><th rowspan="2">所　管</th><th rowspan="2">報告書ページ</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>よって、県は、実績報告書の審査に当たっては、「循環型社会を実現する環境教育推進事業を実施するために必要な経費」であることを具体的に確認できる書類の添付を求めるとともに、添付されていない場合には追加して添付することを求めるべきである。</td><td>様式第５号（第８条関係）
令和（　）年度　循環型社会を実現する「ひなたの環境教育」推進事業　収支決算書
市町村名（　　）
学 校 名（　　）
（単位：円）
<table><tr><th colspan="2">収入</th><th colspan="2">支出</th></tr><tr><th>費目</th><th>金額</th><th>費目</th><th>金額</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合　　計</td><td></td><td>合　　計</td><td></td></tr></table>（注）
１．第５条（軽微な変更の範囲）に留意して決算を行うこと。
２．支出については、具体的な使途（内訳）を記載すること。
（例）<table><tr><th>費　　目</th><th>金　　額</th></tr><tr><td>消耗品費
・　地域と連携した４Ｒ活動のための清掃用具費</td><td>6,380</td></tr></table>３．別記様式第２号（収支予算書）と別記様式第５号（収支決算書）の費目は一致させるものとする。
※　収支予算書に記載のない費目は、収支決算書で新たに費目として挙げることは認められない。
４．収支決算書には支出したことを証明する書類等を添付すること。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">指摘事項及び意見</th><th rowspan="2">講じた措置等</th><th rowspan="2">所　管</th><th rowspan="2">報告書ページ</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td></td><td>意見</td><td>②補助対象経費の範囲に係る例示について
【現状及び問題点】
「循環型社会を実現する環境教育推進事業補助金交付要綱」においては、補助対象経費について、次のとおり別表及び別表（参考）で補助対象経費の経費項目及びその内容を示している。
別表（略）、別表参考（略）
別表（参考）によると、列挙されている「経費の内容（例）」は、学校における環境教育に直接関連する経費であると解される。
令和6年度の実績報告書を閲覧したところ、例えば次のような広報活動や事務費に分類される内容の支出が複数見受けられた。これらは、間接的には環境教育に関連していると考えられるが、これらの経費が補助対象経費に含まれることは、別表又は別表（参考）の記載内容からは読み取れない。
・広報活動のために活動内容をパッケージに表記して配布した物品代（小林市）
・振込手数料、講師謝金用金封（高千穂町）

県によれば、普及啓発活動も含めて、より幅広く補助金を活用してほしいとの意向からこれら間接的な支出も補助対象経費として認めているとのことであった。
以上を踏まえると、補助対象経費の具体的内容は明確になっているとは言えず、市町によって補助対象経費の内容に差異がある可能性があり、公平性、正確性に問題がある。</td><td>事業実施要領を新たに定め、改正した要綱の別表で示す補助対象経費の具体を示した。
＜事業実施要領にて示した内容＞※報告に必要な項のみ抜粋
5　事業の計画・報告及び補助金の取扱等
(2) 循環型社会を実現する「ひなたの環境教育」推進事業補助金交付要綱第２条で定める別表に示す経費については、次のとおりとする。
① 経費の内容及び例
<table><tr><th>経費項目</th><th>経費の内容及び例</th></tr><tr><td>謝金</td><td>講師等専門家招へいに係る謝金
（例）
・　ユネスコやJICA等専門家を講師に招いたときの謝金
・　地域の環境教育団体の方を講師に招いたときの謝金</td></tr><tr><td>旅費・大会参加費</td><td>講師等専門家招へいに係る旅費
（例）
・　ユネスコやJICA等専門家を講師に招いたときの旅費
・　地域の環境教育団体の方を講師に招いたときの旅費

環境教育推進のための研修会等への参加に係る職員旅費
（例）
・　先進地視察や環境教育に関する研修会へ参加するための旅費及び大会参加費
※　環境省主催　環境教育・学習推進リーダー養成研修（全国研修会）の旅費は含まない。</td></tr><tr><td>消耗品費</td><td>作品製作、教材・資料作成に係る消耗品購入費
（例）
・　地域や近隣の学校と連携した４Ｒ活動のための清掃用具費
・　地域や学校における日常的な４Ｒ活動に必要な消耗品
・　児童生徒作品掲示や発表のための文房費</td></tr><tr><td>参考資料購入費</td><td>参考図書購入費
（例）
・　４Ｒ活動等に関する書籍等の購入費</td></tr><tr><td>通信運搬費</td><td>通信料（はがき・切手等）
（例）
・　講師や施設見学地域企業の方への連絡通信費</td></tr><tr><td>使用借上費</td><td>活動に係るバス借上代、活動に係る入園料
（例）
・　リサイクルセンターを活用した環境学習のためのバス等借り上げ代</td></tr><tr><td>上記のほか知事が認める経費</td><td></td></tr></table></td><td>義務教育課</td><td>110</td></tr>
</table>

	指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
	区分	内　容			
		【改善提案】 　県は、補助対象経費の例示について、補助申請者が判断しやすいようにより一層具体化するとともに、これを各市町村へ周知徹底することが望ましい。	②　補助対象となる経費の条件 補助対象となる経費は、次のア～オの条件をすべて満たすものとする。 ア　補助対象経費が循環型社会を実現する「ひなたの環境教育」推進事業として直接関連するものであること。 イ　使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であること。 ウ　原則、交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費であること。 エ　証拠資料等によって支払金額が確認できる経費であること。 オ　申請する補助対象経費については具体的かつ数量等が明確になっていること。 ③　補助対象とならない経費 振込手数料、講師等謝礼としての物品代、講師謝金用の封筒等、循環型社会を実現する「ひなたの環境教育」推進事業として直接関連しないものは補助対象とならない。 ⑶　補助金の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して適切な帳簿を用い整理し、使途を明らかにしておくものとする。 ⑷　県立学校は、業務実施前に支出計画を、業務が完了したときは決算報告書を提出する。		

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見 区分	指摘事項及び意見 内　容	講じた措置等	所　管	報告書ページ
特別支援教育課				
19. 未来を創る！高等特別支援学校整備事業				
意見	**①低落札率に関する検証と判断根拠の文書化について** 【現状及び問題点】 城川遺跡発掘調査に係る測量業務の落札額は予定価格に比してかなり低額（33.5%）となっている。 この点、県は、この要因について正式な事後調査を実施していない。県によれば、予定価格が従来の測量方法の単価を使用しているのに対し、落札業者がGNSS測量（衛星測位システムを活用した高精度測量）で積算しているため、作業時間の削減と人件費削減により落札額が小さくなったとのことである。 また、県は令和3年度に同業者が測量業務を確実に履行した実績があり、GNSS測量方式を採用しているため落札額が小さくても問題ないと判断したとしている。しかし、これらの判断を記載した決裁文書等は確認できなかった。 低落札率の案件については、契約の適正な履行を確保する観点から、その要因分析と品質確保のための検証が重要と考えるが、上記のとおり、文書化されておらず、説明責任及び事後検証の観点から問題点が認められる。 【改善提案】 県は、予定価格に比して著しく低い落札額となった場合は、契約事務の透明性と適正性を担保するため、次のような対応を検討することが望ましい。 ・低額となった要因について、積算内容・施工方法・履行体制等の詳細な検証を実施し、その結果を文書化する。 ・契約の適正な履行が可能であると判断した場合は、その根拠（過去の実績、技術力、品質確保策等）を文書化する。	城川遺跡の測量業務については、施工状況の確認や測量成果の検証により、適正に契約が履行されたと判断したところである。 今後は、改善提案の趣旨を踏まえ、予定価格に対して著しく低い落札額となった場合は、その要因や履行等について検証し、その結果を記録として残すこととする。	特別支援教育課	117

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
20. 学びを支える『通級による指導』充実事業				
意見	**①指標の明確化について** 【現状及び問題点】 　本事業の目的は、通級による指導の充実を図り、通常の学級に在籍している発達障がい等のある児童生徒への指導を充実させることである。 　県は、本事業について、（1）事業概要に記載のとおり、事業の効果として、達成すべき指標を定めているが、次のような問題点が認められる。 ・達成すべき指標として「中学校通級指導教室数」等を用いているが、自校通級、他校通級、巡回指導が複合的に運用されているため、当該教室数等という指標だけでは事業の実態を適切に表せていない。 ・通級指導を希望する全ての児童生徒が実際に指導を受けられているかといったカバー率のような視点がない。 ・通級による指導の潜在的な需要と実際の事業提供の範囲との間にギャップがある可能性があるが、当該ギャップについて明確には把握されていない。 ・事業の効果を測定する具体的な仕組みが確立されておらず、保護者や教員へのアンケート調査による満足度測定等も実施されていない。 ・令和6年度の目標値35教室、64人の設定根拠となる決裁文書がなく、設定プロセスの透明性に欠ける。 　結果として、現状では、事業の目的達成度や実際の成果を適切に評価できるか否かについて疑念が生じかねない。	通級による指導の充実を図り、通常の学級に在籍している発達障がい等のある児童生徒への指導を充実させるために、指標の明確化について以下の措置を講じた。 〇指標の多角化と実態の把握 ・市町村教育委員会に協力を求め、通級による指導を希望する児童生徒数と実際に指導を受けている児童生徒数を把握するための調査を実施し、成果指標として設定するように努める。 ・自校通級、他校通級、巡回指導の形態別利用者数を算出し指導形態の複合的な運用実態を可視化する。 ・成果指標に「指導を受けている児童生徒数」「年間総時間数」を新たに追加する。 〇満足度調査（効果測定）の実施検討 ・今後「通級指導における評価アンケート」を導入する。対象は保護者及び在籍学級担任に「個別の指導計画の有効性」や「在籍学級での適応状況の変化」「通級による指導担任との連携」3段階評価及び自由記述で集計し、今後の改善に活かす。 〇目標値設定根拠の明確化 ・目標値の設定にあたり、前年度の実績値を基に算出した根拠資料を作成した。	特別支援教育課	121

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
	【改善提案】 　県においては、本事業について効果的な事業運営を行う観点から、事業の適切な評価を行い、説明責任を果たすため、次の対応について検討することが望ましい。 ・通級による指導を希望する児童生徒数と実際に指導を受けている児童生徒数を把握し、カバー率を成果指標として設定する。 ・「中学校通級指導教室数」等に加えて、指導を受けている児童生徒数、指導時間数、巡回指導の実施回数など、多面的な指標を設定する。 ・保護者及び教員を対象としたアンケート調査を実施し、満足度や効果の実感を測定する。 ・目標値の設定根拠を明文化し、決裁文書として保存する。			
意見	**②事業のより一層の充実について** 【現状及び問題点】 　本事業の概要は、（1）事業概要に記載のとおりであるが、本事業の実施にあたり次のような問題点が認められる。 ・宮崎県では巡回指導が大半の地域で実施できておらず、巡回指導の仕組みが十分に構築できていない。 ・通級による指導を希望しているにも関わらず、地理的制約により受けられない児童生徒が存在する。 ・本人や家庭の理解が得られず、教員が必要と判断しても通級による指導を受けていないケースがある。 ・通級指導教室数の増加に伴い新規に担当する教員も増加しているが、小中学校の通級担当教員の平均経験年数は約4年であり、専門性の向上が課題となっている。 ・高等学校については自校通級のみを実施しており、他校通級や巡回指導は準備段階である。 ・通級による指導の理解促進が不十分であり、通級による指導への偏見や誤解がある。	通級による指導を必要とする全ての児童生徒に適切な支援を提供するために以下のような措置を講じた。 〇巡回による指導の体制構築と展開 ・通級指導開始までの目安となるスケジュールや運用上の課題を解決する手立てとなる「巡回による通級指導ガイドライン」を作成し、市町村教育委員会や学校へ配布した。 〇地理的制約の一部解消 ・まずは、遠隔地の高校生に対しオンライン通級指導の在り方を検討し、研究していく。 〇教員の専門性向上と研修体制 ・通級拠点校の実践事例集をまとめたリーフレット「まるごと活用ガイド」を作成し、二次元コードより実践事例の紹介ページにリンクすることで、利用しやすくした。 ・「スターター研修」「スキルアップ研修」を計画し、特別支援教育に関する対面研修を実施した。 ・「学びのマップ」（研修動画コンテンツ）を作成し、多忙な教員がいつでも専門的な学びができる環境を整えた。	特別支援教育課	122

	指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
	区分	内　容			
		【改善提案】 　県は、通級による指導を必要とする全ての児童生徒に適切な支援を提供するため、本事業のより一層の充実化について次のような観点から検討することが望ましい。 ・巡回による通級指導研究開発校での成果を踏まえ、県内全域での巡回指導実施を推進する。 ・地理的制約により通級による指導を受けられない児童生徒の実態を調査し、オンライン指導の導入等新たな指導方法を検討する。 ・通級担当教員の専門性向上のため、研修コンテンツの充実と体系的な研修体制を整備する。 ・高等学校における他校通級及び巡回指導の早期実現に向けた具体的なロードマップを策定する。 ・保護者及び通常学級の教員に対する通級指導の理解促進のための啓発活動をより一層強化する。			

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
21. 特別支援学校スクールバス整備事業				
意見	**①特別支援学校スクールバスの整備拡充について** 【現状及び問題点】 県は、清武せいりゅう支援学校にスクールバスとして福祉車両4台を整備しており、うち3台は既存のスクールバスとして、うち1台は医療的ケア児専用スクールバスとして令和7年1月から運行を開始している。保護者や学校からは「非常に助かる」との評価を得ている。 しかし、特別支援学校におけるスクールバス整備には、次のような問題点が認められる。 ・現在は都城きりしま支援学校から、医療的ケア児専用車両導入の要望がある。しかし、他の支援学校においても医療的ケアが必要な児童生徒は複数在籍しており、今後、導入要望が増加する可能性がある。 ・県全体で支援学校における医療的ケア児専用車両を含む福祉車両を、柔軟に配備・運用する具体的な仕組みは構築されていない。 【改善提案】 県は、特別支援学校における通学支援という重要な行政サービスを安定的に提供するため、次の対応を検討し、特別支援学校スクールバスの整備を拡充することが望ましい。 ・県内全ての特別支援学校における医療的ケア児の在籍状況と車両需要の調査結果等を踏まえ、複数台の車両を県全体で効率的に運用するために配置換え等についても検討するなど、柔軟な配備体制を構築することが望ましい。	特別支援学校における通学支援を安定的に提供し、効率的な運用体制を構築するために、以下の措置を講じた。 1. 現状把握のための調査 ①医療的ケアの種別（吸引、経管栄養、人工呼吸器等）ごとの人数、学校・学年ごとの分布等を把握するための詳細な調査を実施した。 ②ニーズの変動等に対応できるよう医療的ケアが必要な入学見込み者を把握するために、医師等との情報共有を行った。 ③稼働率の調査や現在の運行ルートの効率性等について対象の学校と協議し、改善した。 2. 効率的運用のための配置換え・配備体制の検討 在籍児童生徒の増減に合わせて、年度ごとに車両の配置を再編したり、近隣学校間での車両を融通したりできるような「動的な配車計画」について協議した。	特別支援教育課	125

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
意見	**②看護師の潜在的な不足に対する備えについて** 【現状及び問題点】 　本事業のうち医療的ケア児対応の車両の運行にあたっては、看護師が早朝からの勤務体制で常時付き添って業務が実施されている。現時点では看護師の不足は生じていないとのことであるが、次のような問題点が認められる。 ・現在は、看護師が一人で医療的ケア児に対応している状況であり、吸引等の医療的ケアにおいて医師不在時に看護師が単独で重要な判断を迫られる可能性がある。 ・看護師の心理的負担が深刻化する可能性があり、継続的な看護師確保が困難になるリスクがある。 ・今後の車両台数の増加を踏まえると、必要となる看護師数は増加することが見込まれる。 ・看護師の心理的負担軽減のための具体的な対応策が現時点において未整備である。 　これらの問題点に対し、適切な対応を行わなければ、医療的ケア児の安全な通学支援に支障をきたす可能性がある。 【改善提案】 　県は、医療的ケア児の安全確保と看護師の安定的な確保のため、以下の対応について検討し、看護師の潜在的な不足に対して備えておくことが望ましい。 ・可能な範囲で複数名の看護師体制の導入を検討する。 ・今後の車両台数増加を見据えた看護師の確保計画を検討する。 ・看護師の処遇改善や勤務条件の見直し等を検討することにより、安定的な人材確保を図る。	・児童生徒の障がいの実態に応じた適正な配置基準と学校の実情に応じて、可能な範囲で複数名の看護師体制を導入できるよう検討した。 ・給与形態の異なる職の看護師を設置し、処遇改善を図り専門性の高い人材を確保した。	特別支援教育課	125

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見 区分	指摘事項及び意見 内　容	講じた措置等	所　管	報告書ページ
教職員課				
22.「みやざきで先生になろう！」推進事業				
指摘事項	**①委託業務における合格又は不合格の通知について** 【現状及び問題点】 受託業者との間で「令和6年度宮崎県教員志望者説明会のSNS広告業務」の委託契約が締結され、その委託契約書第9条第2項において、成果品及び業務の成果に関する報告書を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を通知するものと定められている。なお、同契約書第10条において、委託料の支払いは、合格の旨の通知があることが前提とされている。 しかし、受託業者から事業報告書が提出されているにもかかわらず、合格又は不合格の通知が行われていない。 【指摘事項】 契約書の定めに従い、合格又は不合格の通知を行わなければならない。	○進行管理表に通知管理欄を新設し、通知の必要性・合否・通知日を記録することで、管理体制を強化した。 ○支出命令時のチェック体制を強化するために、支出命令時に「会計事務チェックシート」を活用し、確認項目の漏れがないよう徹底する。	教職員課	131
23. スクール・サポート・スタッフ配置事業				
意見	**①補助事業実績報告書の添付書類について** 【現状及び問題点】 スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金交付要綱第8条は、補助事業の実績報告を行うに際し、「支出実績を証明できる資料の写し」を添付することを求めている。 しかし、五ヶ瀬町による補助事業実績報告書に「支出実績を証明できる資料の写し」として添付されているのは、支出予定額の計算メモが記載されているにすぎない出勤簿のみである。これだけでは、支出予定が分かるだけであって、支出実績を証明できる資料と評価することは困難である。 【改善提案】 「支出実績を証明できる資料の写し」としては、出勤簿ではなく、例えば、給与台帳や給与明細書のほか、記載金額を支払ったことを証明する責任者の記名押印がある資料等を求めることが望ましい。	○交付要綱第8条に規定する「支出実績を証明できる資料の写し」について、実績報告書の提出依頼の際に具体例を明示した。 ・給与台帳の写し（対象職員の氏名、勤務時間、基本給、各種手当、控除額、差引支給額等が明記されているもの） ・給与明細書の写し（上記給与台帳に準ずる内容が確認できるもの） ・支払証明書（給与を現金で支給した場合など、責任者の記名押印があるもの） ・支給日、支給額、受領者氏名、責任者名が明記され、責任者の記名押印がある支払調書等の原本または写し ○実績報告時の確認体制の強化 ・添付資料のみで支出実績が確認できない場合や疑義が生じた場合には、速やかに市町村に対して追加資料の提出を求め、確認が完了するまで報告書の受理を保留する運用を徹底する。	教職員課	135

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見 区分	指摘事項及び意見 内　容	講じた措置等	所　管	報告書ページ
生涯学習課				
24. 社会教育関係団体助成事業				
意見	**①補助金額の妥当性検証について** 【現状及び問題点】 　本事業では、少なくとも過去3年間、同額の補助金が継続して交付されているにもかかわらず、補助金額の妥当性を検証した資料が存在しない。補助金額の根拠が不明確であり、適切な予算執行が行われているか疑念が生じかねない。 【改善提案】 　県においては、補助金額の算定根拠を明確化し、毎年度、事業計画や実績を踏まえた妥当性の検証を実施するとともに、検証結果を文書化することが望ましい。	・令和８年度、現行の各団体補助金交付要綱を廃止し、不足していた条項等を補完した新たな補助金交付要綱の制定に着手し、各団体への丁寧な説明を行った上で、令和９年度から新要綱に沿った補助金交付を行う。 ＜改正点＞ 〇補助額の算定方法や上限額を明確に定めること	生涯学習課	142

	指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
	区分	内　容			
	意見	**②補助事業の効果検証について** 【現状及び問題点】 　本事業について、（１）事業概要 5）事業の効果（達成すべき指標）に記載のとおり、本補助金の交付による効果の検証が実施されていない。 　達成すべき指標の設定がないことは、事後的に本事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考える。 【改善提案】 　県においては、本補助金の交付先が提出した実績報告書に記載された内容を参考に、補助金を活用してどのような活動が行われたかといった観点からの指標（活動指標）や、例えば参加者に対するアンケート等を実施する等して本事業の結果、どの程度の効果があったかといった指標（成果指標）の設定を検討することが望ましい。	・補助金の交付先団体に、活動指標や成果指標の設定を義務付け、実績報告書において、達成度の確認を行うとともに、実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや証拠書類の確認等を実施する。	生涯学習課	142

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
指摘事項	**③補助対象団体の選定の公平性について** 【現状及び問題点】 本事業では、特定の社会教育関係団体に対して継続的に補助金が交付されているが、同様の活動を行う他団体の有無の調査や、新規団体への補助金交付の可能性について検討が行われていない。 結果として、特定の団体のみへの補助金交付と捉えられる可能性があり、既得権益化や公平性の観点から問題が生じかねない。 【指摘事項】 県は、補助対象団体の選定基準を明確化し、定期的に同種の活動を行う団体の調査を実施すべきである。また、補助対象団体については、公募制の導入や、選定プロセスの透明化を図り、特定団体への固定化を防止すべきである。	・昭和34年12月14日文社社第232号　各都道府県教育委員会教育長あて　社会教育局長通知により、社会教育関係団体の助成について以下のような答申が出ているため、これに則って、交付団体を検討する。 2　補助対象とする団体の範囲 (1)　社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする民法法人であること。 (2)　法人格を有しない社会教育関係団体であっても、地域的普遍性を有するか、または、過去に堅実な実績等を有する団体で、おおむね次の実態を備え、かつ確実なものであること。 ア　定款寄附行為に類する規約を有すること。 イ　団体意思を決定し、執行し、代表する機構または機関が確立していること。 ウ　自ら経理し、監査する等会計機構を有すること。 エ　団体活動の本拠としての事務所を有すること。 オ　主として社会教育に関する事業を行いその成果が期待できる団体であること。 (3)上記(1)および(2)の団体であっても政治活動、宗教活動及び営利事業を行う団体は除外するものとする。 (4)上記(1)および(2)の団体は、おおむね次に掲げる団体を標準とする。 ア　青少年教育に関する団体　　イ　成人教育に関する団体 ウ　社会教育施設関係の団体　　エ　視聴覚教育に関する団体 オ　体育、運動競技またはレクリエーションに関する団体 カ　社会通信教育に関する団体　　キ　芸術文化に関する団体 ク　その他主として社会教育に関する事業を行う団体	生涯学習課	142

指摘事項及び意見			講じた措置等	所　管	報告書ページ
	区分	内　容			
	指摘事項	**④補助金交付要綱における不備について** 【現状及び問題点】 　本補助事業において、個別団体ごとの補助金交付要綱が整備されているものの、当該補助金交付要綱は文言が近似している。 　各補助金交付要綱を査閲したところ、次のような不備が認められる。 ・補助対象経費の具体的な内容が明確にされておらず、団体の経費であれば何にでも支出可能な状態となっている。 ・補助額が定額支給となっており、算定根拠や上限額の設定が不明確である。 ・一般社団法人ガールスカウト宮崎県連盟県費補助金交付要綱を除き、その他の補助金交付要綱では暴力団排除に関する規定が記載されていない。 　これらは補助金の適正な執行を担保する上で重大な不備である。 【指摘事項】 　県は、各補助金交付要綱を速やかに改正し、補助対象経費の具体的な範囲を明示すること、補助額の算定方法や上限額を明確に定めること、及び全ての交付要綱に暴力団排除条項を規定すること、を実施すべきである。	・令和８年度、現行の各団体補助金交付要綱を廃止し、不足していた条項等を補完した新たな補助金交付要綱の制定に着手し、各団体への丁寧な説明を行った上で、令和９年度から新要綱に沿った補助金交付を行う。 ＜改正点＞ 〇補助対象経費の具体的な範囲を明示すること 〇補助額の算定方法や上限額を明確に定めること 〇全ての交付要綱に暴力団排除条項を規定すること	生涯学習課	143

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
指摘事項	**⑤領収書等証拠書類の確認不足について** 【現状及び問題点】 本事業において、次の補助対象団体について、実績報告に係る領収書等証拠書類の原本確認が実施されていない。 宮崎県青年団協議会県費補助金 一般社団法人宮崎県子ども会育成連絡協議会県費補助金 日本ボーイスカウト宮崎連盟県費補助金 一般社団法人ガールスカウト宮崎県連盟県費補助金 宮崎県地域婦人連絡協議会県費補助金 宮崎県高等学校ＰＴＡ連合会県費補助金 宮崎県ＰＴＡ連合会県費補助金 証拠書類の確認を含めた支出内容の詳細確認を実施していないことは、支出の実在性・妥当性を検証する基礎的な手続きが欠如しており、補助金の不正受給や目的外使用のリスクを高めることになり、問題がある。 【指摘事項】 県は、上記のリスクを踏まえ、実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや証拠書類の確認等を実施するべきである。 なお、一律に全ての証拠書類を確認することは費用対効果の観点から適切とは言えず、補助金ごとに慎重を期すべき箇所等を検討して実績確認を行うべきである。	・補助金の交付先団体に、活動指標や成果指標の設定を義務付け、実績報告書において、達成度の確認を行うとともに、実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや証拠書類の確認等を実施する。	生涯学習課	143

指摘事項及び意見			講じた措置等	所　管	報告書ページ
	区分	内　容			
	指摘事項	**⑥収支差額ゼロの実績報告に係る検証について** 【現状及び問題点】 　次の補助対象団体に係る収支決算書について、収支差額がゼロ円となっている。 　宮崎県青年団協議会県費補助金 　一般社団法人宮崎県子ども会育成連絡協議会県費補助金 　一般社団法人ガールスカウト宮崎県連盟県費補助金 　宮崎県地域婦人連絡協議会県費補助金 　通常の会計処理では端数が生じるため収支差額がゼロ円になるケースは少なく、補助金額に合わせて支出額を調整している可能性がある。支出額を調整している場合、補助金交付額の妥当性にも疑念が生じかねない。 　また、前項のとおり、県は、実績報告に係る領収書等証拠書類の原本確認を行っていないため、収支差額がゼロ円の理由や根拠を把握していない。 【指摘事項】 　県は、収支差額がゼロとなっている団体については、収支内容に関して領収書との突合による金額の正確性の検証を実施するべきである。	・補助金の交付先団体に、活動指標や成果指標の設定を義務付け、実績報告書において、達成度の確認を行うとともに、実績確認を慎重に行い、必要に応じて交付先へのヒアリングや証拠書類の確認等を実施する。	生涯学習課	144

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
意見	**⑦暴力団排除措置に関する文書の保存について** 【現状及び問題点】 　次の補助対象団体において暴力団への支出防止の確認について、県から「確認していないわけではない。」との回答があったものの、確認を実施した書類が存在しない。 　宮崎県青年団協議会県費補助金 　一般社団法人宮崎県子ども会育成連絡協議会県費補助金 　日本ボーイスカウト宮崎連盟県費補助金 　宮崎県地域婦人連絡協議会県費補助金 　宮崎県高等学校ＰＴＡ連合会県費補助金 　宮崎県ＰＴＡ連合会県費補助金 【改善提案】 　県は、各補助対象団体について暴力団排除条項に該当しないことの確認実施を行い文書化することが望ましい。なお、明らかに確認手続きが不要であると判断される場合には、その理由を文書化しておくことが望ましい。	・各補助対象団体において、役員改選があった場合には、暴力団排除条項に該当しないことの確認を行い文書化する。	生涯学習課	144

<table>
<tr><th colspan="2">指摘事項及び意見</th><th rowspan="2">講じた措置等</th><th rowspan="2">所　管</th><th rowspan="2">報告書ページ</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td></td><td>意見</td><td>⑧繰越金が多額な場合の補助金の妥当性について
【現状及び問題点】
　次の補助対象団体は、令和6年度収支計算書において多額の次年度繰越金が発生している。
（単位:円）
<table><tr><th>補助金名</th><th>次年度繰越金</th></tr><tr><td>宮崎県高等学校 PTA 連合会県費補助金</td><td>2,941,376</td></tr><tr><td>宮崎県 PTA 連合会県費補助金</td><td>3,889,827</td></tr><tr><td>宮崎県公民館連合会県費補助金</td><td>457,509</td></tr></table>　しかし、県は、上記補助金について、補助金の減額や一部返還等は検討していない。
　結果として、繰越金の発生理由や必要性が不明確なまま補助金が交付されているとの疑念が生じかねない。

【改善提案】
　県は、実績報告時に繰越金の発生理由を明確化させ、翌年度の事業計画を踏まえて補助金交付額の妥当性を検証することが望ましい。また、将来の特定事業のための積立が必要な場合は、事前に計画書の提出を求める等により、妥当性を検討することが望ましい。</td><td>・令和８年度、財政課と協議の上、各補助金交付要綱の改正に着手し、各団体への丁寧な説明を行った上で、令和９年度から改正要綱に沿った補助金交付を行う。
＜改正点＞
〇補助額の算定方法や上限額を明確に定めること
〇補助対象経費の具体的な範囲を明示すること

・補助対象事業の明確化を行うことにより、対象事業における執行状況を踏まえ、繰越金との関係を明確にする。
　なお、補助事業と繰越金に相関性がある場合には、補助金の減額や返還を検討する。</td><td>生涯学習課</td><td>145</td></tr>
</table>

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
25. 読書の楽しさを広げる「読書県みやざき」総合推進事業				
意見	**①指標の設定について** 【現状及び問題点】 本事業は、（１）事業概要に記載のとおり、①読書活動を活性化する環境整備、②読書活動に係る人材育成、③「読書県みやざき」広報啓発の複数の事業を実施している。本事業に係る事業の効果（達成すべき指標）については、読書県みやざきシンポジウムの参加者数（人）が設定されており、県は、令和6年度は目標値200人に対して実績500人を達成したとしている。 読書県みやざきシンポジウムの参加者数（人）は、③「読書県みやざき」広報啓発に関する成果指標と考えられ、本事業全体に係る成果指標とは考えにくい。	令和9年度の事業に向けて成果指標の内容を検討する。 次期計画では、10年の読書活動推進計画に沿ったアクションプランを作成して成果指標を定め、事業実施、有効性の検証を行う予定である。 なお、アクションプランの期間については、3年又は5年として令和8～9年度に検討する。 また、提案のとおり、本事業の実施後は、検証、次年度以降の事業計画や予算要求等に反映させる。	生涯学習課	150

指摘事項及び意見			講じた措置等	所　管	報告書ページ
	区分	内　容			
		また、県は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年）、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年）のもと、宮崎県生涯読書活動推進計画（以下「生涯読書活動推進計画」という。）を策定し、読書活動に関する事業の推進を図っており、本事業も生涯読書活動推進計画に基づく事業であると考えられる。 生涯読書活動推進計画では、次のような管理指標が設定されているが、本事業との関連性が示されておらず、整合性が不明確となっている。（略） 以上から、本事業について、その有効性や効率性を客観的に評価することが困難となっており、実施事業に係る事業成果の説明責任が果たせないといった問題が生じかねない。 【改善提案】 県は、本事業について成果を適切に測定し、事業の有効性を検証できるようにするため、達成すべき指標等について、次のような観点から改善を行うことが望ましい。 本事業について、生涯読書活動推進計画で定めた管理指標との関連を明確にした上で、本事業固有の具体的かつ測定可能な指標を設定することが考えられる。また、指標の設定に当たっては、過去の実績や類似事例、予算規模等を考慮した客観的な根拠を明示することが望ましい。 なお、本事業の実施後は、設定した成果指標に基づく効果検証を実施し、その結果を次年度以降の事業計画や予算要求に反映させる仕組みを構築することが重要である。			

	指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
	区分	内　容			
	意見	**②本事業と生涯読書活動推進計画の対応関係について** 【現状及び問題点】 　前項に記載のとおり、県は生涯読書活動推進計画を策定し、読書活動に関する事業の推進を図っており、本事業も生涯読書活動推進計画に基づく事業であると考えられる。生涯読書活動推進計画に記載された内容と本事業の対応関係について把握しようとしたところ、公表されている資料を閲覧する限り対応関係が分かりづらく、生涯読書活動推進計画が実際の事業実施における指針として機能しているのか疑問が生じかねない。 【改善提案】 　生涯読書推進計画を実効性のある計画とし、当該計画に基づく体系的な事業実施を行うことが重要である。 　よって、県は、既存事業と生涯読書活動推進計画との対応関係を整理し、各事業が当該計画のどの部分のどの施策に該当するのかを明示し、計画全体の中での位置付けを明確にすることが望ましい。 　なお、現行計画は令和9年度までとなっており、令和10年度からの新たな10年間の計画を検討中とのことである。次期計画の策定に当たっては、上記を踏まえ、具体的な施策と数値目標等を明示した計画とすることが望ましい。	令和10年度からの計画策定に向けた協議を現在行っており、次期計画では、事業が計画のどの部分の施策に該当するのか分かるようにする予定である。 　数値目標については、現在学校教育所管課が行っている調査を活用している部分が多く、新たに調査を行うことは、予算的に難しいため、現在実施している調査内容を数値目標とする場合は、学校教育所管課と協議を行い、具体的施策と数値目標を盛り込むこととしたい。	生涯学習課	151

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
26. 持続可能なみやざきを創る地域学校協働推進事業				
意見	**①連携推進アドバイザーの後継者対策について** 【現状及び問題点】 本事業については、連携推進アドバイザーとして3名のアドバイザーが配置されており、事業が実施されている。現在のアドバイザーは元校長を中心に、地域とのつながりやネットワークを持つ人材が選任されており、5～6年かけて学校と地域との信頼関係が構築されてきたとのことである。 令和6年度の実績では、年間243回の訪問活動を3名で実施しており、地域と学校とのつなぎ役として大きな効果を発揮してきたと考えられる。 しかしながら、現在のアドバイザーの年齢層が高めになっており、今後の人材確保が喫緊の課題となっている。アドバイザーに求められる要件として、地域とのつながり、学校教育への理解等が必要であり、適任者の選定には困難を要する可能性がある。 仮に現在のアドバイザーが退任した場合、これまで築いてきた信頼関係や知見が失われるリスクがあり、本事業の継続性に支障が生じかねない。 【改善提案】 県は、本事業の継続性を確保する観点から、次の対応を検討することが望ましい。 ・後継者候補の計画的な育成体制の構築 現職のアドバイザーが在職中に、次世代候補者を選定するとともに、実地での研修等を通じて知見とネットワークの継承を図る。 ・人材データベースの確立 県内の校長や教育委員会の退職者や社会教育主事経験者等のデータベースを構築し、継続的に候補者とコミュニケーションを図る体制を整備しておく。 ・活動内容等の文書化 現在のアドバイザーの活動内容、助言事例、市町村ごとの問題や対応策等の情報を体系的に記録・文書化し、後任者が参照できるよう知的財産として整備する。	連携推進アドバイザーには、今後３年間、改善事業「地域と学校が共に創る「みやざきの未来」」において、さらなる学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進に尽力していただく予定にしている。 このことから、今回の御意見を踏まえ、以下のような対策を講じる。 ○　現職の連携推進アドバイザーの活動内容や市町村・学校における対応、課題等の記録を関係各課に回覧し、情報を共有するとともに、生涯学習課及び各教育事務所において確実に保管する。 ○　現職の連携推進アドバイザーの意向を踏まえつつ、退任することも想定し、生涯学習課及び各教育事務所において、後任候補者の選定を行い、データベースとする。 ○　令和11年度以降に事業を継続する場合は、令和11年度の一定期間に前年度のアドバイザーと実地研修を行える体制を整備する。	生涯学習課	154

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
意見	**②地域学校協働活動のより一層の推進について** 【現状及び問題点】 　地域学校協働活動の推進において、地域学校協働本部の整備率は高い数値となってきているが、地域によって取組に温度差が生じている。 　具体的には、次のような状況がある。 ・地元との結びつきが強い地域では学校とのつながりも作りやすく、住民の協力が得られやすい。 ・都市部では住民の移動が多く、地域への帰属意識が薄い傾向があり、多忙を理由に参加を敬遠する等、結果的に地域学校協働活動の取組が弱い場合がある。 ・人口減少地域では学校を存続させたいという意識が強く、地域住民の積極的な関与が見られる。 　前項に記載のとおり、現在、3名のアドバイザーが年間243回の訪問を実施しているが、地域によっては月1回程度の訪問頻度となっており、十分な支援が行き届いていない可能性は否定できない。 　結果として、地域間の格差をどう平均化し、県内全体を底上げするかの具体的方法が明確にはなっていない。 【改善提案】 　県は、地域の特性を踏まえつつ、効果的な支援体制の構築と、格差解消に向けた取組を推進することが望ましい。 　具体的な取組の内容は次のようなものが考えられる。 ・重点支援地域の設定と集中的な支援 　取組が遅れている地域を特定し、一定期間は重点的に支援を行う体制を構築する。アドバイザーの訪問頻度を高めるとともに、先進地域との交流機会等を設ける。	生涯学習課としても学校運営協議会の設置率とともに、地域学校協働本部の整備率の上昇について一定の成果を認めつつ、今後は学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進と活動内容の充実・発展が課題と捉えている。 　このことから、さらなる推進を図るため、以下のように取り組む。 ○　連携推進アドバイザーによるプッシュ型支援を計画的に実施するとともに、学校等からの要請によるニーズ型支援に関してはオンラインを活用するなどの効率化を図り、一定の支援頻度を確保する。併せて、連携推進アドバイザーの意見を参考にしながら生涯学習課及び各教育事務所担当による調査・支援を行う。 ○　各市町村の核となる推進・運営委員を構成員とする「絆」推進委員会（年２回）を活用し、各市町村の課題の洗い出し、他自治体の事例等の共有をとおして課題解決や活動の充実・発展につながるように支援する。 　また、伴走支援・見届けのため、生涯学習課が推進連携アドバイザーの意見を踏まえ、市町村の推進・運営委員会に参加し、助言等を行う。 ○　学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進の実践発表及び研修の場であり、県内５地区と県立学校で開催する「みやざき未来創造ミーティング」を活用し、地域、学校、家庭、行政が一体となった県民総ぐるみによる推進と地域間の均一化を図る。	生涯学習課	154

	指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
	区分	内　容			
		・ICT・DXの活用による効率化 　従来の対面訪問・会議では年1、2回が限界であり、タイムリーな支援が困難である。オンライン会議等を活用し、訪問に依存しない支援体制を整備することで、支援頻度の向上と情報共有の迅速化を図る。 ・地域特性に応じた段階的支援モデルの確立 　地域を類型化し（都市型・郊外型・過疎型等）、それぞれの特性に応じた支援プログラムを策定する。様々な成功事例を類型ごとに整理した上で、成功事例の積極的な展開を図る。			

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
27. 電子図書館サービス拡充事業				
意見	**①予定価格に対する落札額の価格差の検証について** 【現状及び問題点】 図書館資料（中村地平関係資料・『日向地誌』）電子化等委託業務において、予定価格2,074千円に対して落札額が549千円と、約73.5%もの大幅な価格差が発生している。 しかし、県は、この価格差について、落札後の検証を特段実施していない。このような価格差が生じた場合、予定価格の積算根拠に問題があった可能性、または落札業者が戦略的な低価格で入札した可能性が考えられる。 検証を実施しない場合、次年度以降の予定価格設定の適正性が担保されず、また低価格による品質低下のリスクも看過されるという問題点がある。 【改善提案】 県においては、予定価格と落札価格に著しい乖離が生じた場合は、次のような検証を実施することが望ましい。 ・予定価格の積算根拠を再検証し、市場価格や技術動向を適切に反映していたか確認する。積算方法に問題があった場合は、次年度以降の同様の業者選定手続きに反映させる。 ・落札業者に対して低価格となった理由の説明を求め、作業体制、使用機材、品質確保策等を確認する。 ・契約履行段階において、成果物の品質を通常以上に厳格に検査し、低価格による品質低下が生じていないか確認する。	予定価格の積算については、複数業者から参考見積をとるなど、精度を高めた市場価格の反映に努める。 また、落札業者に応札額の積算根拠について確認を行った。 なお、契約履行段階においても作成途中の成果物の確認を行うとともに、最終的な成果品については、複数の者で厳格に確認を行い、品質低下が生じないよう努める。	生涯学習課 県立図書館	161

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
意見	**②ライフサイクルコストを見据えた調達について** 【現状及び問題点】 　宮崎県立図書館電子書籍利用業務について、県は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受託事業者を選定している。 　しかし、当該プロポーザルにおける提案価格は契約期間1年間のみを想定した金額とされている。本業務は、電子書籍を提供することで、利用者の読書環境を整備するものであることから、1年間のみで業務が終了することは考えにくく、複数年継続することが想定される。 　事実、令和7年度は、令和6年度に選定された業者と1者随意契約で契約しており、令和7年度契約額は約2,441万円である。 　このように、本業務では、中長期的なライフサイクルコストを見据えた公募が実施されていない。このため、初年度は低価格で受注し、2年目以降に価格を引き上げる戦略を取る業者が有利となり、長期的には不経済な契約となるリスクがある。 【改善提案】 　県においては、電子書籍利用業務のような継続的なサービス提供を伴う契約については、中長期的な視点での経済性と事業継続性を担保するため、次のような観点を踏まえてライフサイクルコストを重視した調達を実施することが望ましい。 ・公募時に複数年度（例えば5年間）のトータルコストでの提案を求め、初期費用だけでなく継続費用を含めた総合評価を行う。 ・2年目以降のライセンス料や保守費用について、上限額や改定ルールを契約条件として明示し、予測可能性を確保する。 ・事業導入前に10年程度の長期コスト試算を行い、紙の図書との詳細なコスト比較を実施した上で、財政的な持続可能性を検証する。	電子書籍利用業務については、一般に利用されている仕組みを活用しており、経済性とサービス内容を考慮し採用したものである。 　今後、トータルコストでの提案を求めるなど、ライフサイクルコストを見据えた調達を引き続き検討していく。	生涯学習課 県立図書館	161

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
28. 県立美術館老朽化対策事業				
意見	**①緊急性の判断基準、及び長期修繕計画と修繕実績の管理強化について** 【現状及び問題点】 県立美術館では多数の老朽化箇所が存在している。県は、施設に係る長期修繕計画を策定し、限られた予算の中で各設備について、緊急性の高いものから順次対応している。 県へヒアリング及び関連資料を閲覧したところ、次のような問題点が認められる。 ・県は、緊急性を判断する基準について、業者の定期点検報告と3年に1回の劣化度調査に基づいているものの、美術館特有の湿度管理、温度管理等の専門性を考慮した判断の基準については明確化されていない。 ・長期修繕計画と実際の修繕実績の乖離状況が明確でなく、計画どおりに進んでいない案件の検証が不十分である。 ・長期修繕計画にない急な修繕が発生する理由や、緊急性が高いとされながら実施が遅れている案件の存在の可能性について、明確な検証は行われていない。	美術館の特性（美術品保護・温湿度管理）を考慮し、当課と美術館が協議の上、安全性・機能性・美術品保護の3観点から緊急度を数値化してランク付けする客観的な評価指標を策定する。 また、長期修繕計画の進捗状況を毎年度末に確認し、計画と実績に乖離が生じた場合には、突発的修繕の発生事由や予算制約等の要因を記録・検証する体制を構築する。 なお、現状では教育委員会所管の配分予算内での対応が前提となるが、上記評価手法と検証結果を予算要求の根拠として活用することで、修繕計画の精度向上と効率的な事業執行に努める。	生涯学習課	167

	指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
	区分	内　容			
		【改善提案】 　県においては、県美術館の老朽化対策について、次のとおり、緊急性を判断する基準を明確化するとともに、長期修繕計画と修繕実績の管理を強化することが望ましい。 (1) 緊急性判断基準の明確化 　美術館特有の設備要件を考慮した緊急性を判断する基準を明確化し、安全性、機能性、美術品保護の観点から緊急度のランク付け基準を策定することが望ましい。特に学芸員等の専門スタッフの意見を体系的に反映する仕組みを構築することが考えられる。 (2) 長期修繕計画と修繕実績の管理強化 　長期修繕計画と修繕実績の乖離について定期的に分析を行い、遅延理由や計画外案件の発生原因を記録・検証する体制を整備することが望ましい。これにより、将来における修繕計画の精度向上と予算要求の根拠強化が可能になると考える。			

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
意見	**②入札における最低制限価格の設定と競争性の確保について** 【現状及び問題点】 　令和6年度に実施された空調設備改修工事の一般競争入札において、最低制限価格未満による失格業者が多数生じている。 　県によれば、この背景として、空調設備改修工事は業者に人気が高く、手間の割に利益が大きいため、最低制限価格ギリギリを狙う業者が多いこと等が挙げられるとのことである。 　これらを踏まえ、次のような問題点が認められる。 ・予定価格の積算は複数メーカーからの見積比較を根拠に設定されているが、最低制限価格の設定水準の妥当性について、事後検証は実施されていない。 ・現状では、多数の業者が最低制限価格付近に集中し、わずかな差で失格者が続出する結果、実質的な価格競争が機能していないとの批判を受ける可能性がある。 【改善提案】 　県は、入札における競争性を確保し、経済性の観点から適切な契約を実現するため、次のような改善方策を講じることが望ましい。 ・最低制限価格による失格者数、落札率、競争参加者数等のデータを契約種別ごとに分析し、定期的に事後検証する体制を構築する。 ・競争性を阻害している要因(過度に高い最低制限価格、予定価格の積算方法等)がないかを検討し、改善策を講じる。	１つ目の提案に関しては、現在、外部委員で構成される宮崎県入札・契約監視委員会を設置しており、抽出した建設工事等の入札から契約に至るまでの手続等について事後検証を行っていただいている。 　２つ目の提案に関しては、宮崎県の最低制限価格の算定式については、国と同様に公契連（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）モデルを参考に策定し、また予定価格も国土交通省大臣官房官庁営繕部が監修している積算要領等により積算している。今後も国の動向を注視していきながら、競争性を阻害している要因があれば改善策を検討する。	生涯学習課	167

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">指摘事項及び意見
区分</th><th>内　容</th><th>講じた措置等</th><th>所　管</th><th>報告書
ページ</th></tr>
<tr><td colspan="5">29. みやざき総合美術展事業</td></tr>
<tr><td>指摘
事項</td><td colspan="2">①委託料の妥当性について
【現状及び問題点】
　みやざき総合美術展事業では、みやざき総合美術展実行委員会（以下、本項において「実行委員会」という。）が組成されており、当該実行委員会が運営を行っている。実行委員会は、実質的に、県及び民間会社の2団体が共同で設置したものである。
　実行委員会の収支状況等について、実行委員会の収入は、県及び民間会社からの委託料収入、観覧者からの観覧料、出品者からの出品手数料、企業等からの協賛金等がある。また、支出は、人件費、需用費、報償費、委託料等がある。収入総額から支出総額を差し引いた差引残額（余剰金）は、県及び民間会社へ分配が行われている。
　令和6年度における収入、支出及び分配金額は次のとおりである。
　　収入総額　　支出総額　　差引残額（余剰金）
　21,485,611円　－　15,354,099円　＝　6,131,512円
<table><tr><th></th><th>委託料収入</th><th>分配金</th></tr><tr><td>県</td><td>7,000,000 円</td><td>3,065,762 円</td></tr><tr><td>民間会社</td><td>7,000,000 円</td><td>3,065,750 円</td></tr><tr><td>計</td><td>14,000,000 円</td><td>6,131,512 円</td></tr></table>　上記のとおり、県は、令和6年度、実行委員会へ委託料として700万円支出している。
　県へ、実行委員会との委託契約時における委託料700万円の積算根拠を質問したところ、委託料積算設計書等の明確な根拠資料は無かった。また、実行委員会から県へ提出された見積書にも委託料積算の明細は記載されていなかった。すなわち、委託料700万円の金額の根拠が不明瞭である。
　また、上記に記載のとおり、令和6年度は、約300万円程度の分配金が実行委員会から県と民間会社に返還されており、実質的な必要額は400万円程度だったと推定される。すなわち、当初予算700万円は実態に比して過大である可能性があり、予算執行の適正性に疑義が生じかねない。</td><td>　令和２年度から、それまで県と民間会社それぞれ個別に実施していた美術展を統合し、「みやざき総合美術展」として開催している。この美術展は県内最大規模の公募展として、県民の芸術文化振興に大きく貢献している。
　引き続き、継続的かつ安定的な運営を図るため、本美術展の規模に見合った委託料について、積算根拠を明確に整理するなど、他部署で実施している実行委員会運営も参考にしながら、実行委員会と検討を行う。</td><td>生涯学習課
県立美術館</td><td>171</td></tr>
</table>

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
	【指摘事項】 　県は、委託契約に基づく予算執行を行う上で、次の措置を講じるべきである。 ・委託料の積算根拠を明確にし、業務項目ごとの単価や数量を精査すべきである。その際、過去の実績や分配金の発生状況を踏まえ、適正な予算額を算定すべきである。 ・分配金が恒常的に発生している場合は、当初の委託料設定が過大である可能性が高いため、翌年度予算において適正額に見直すべきである。			
指摘事項	**②仕様書の不存在について** 【現状及び問題点】 　県は、みやざき総合美術展事業について、実行委員会と委託契約を締結しているが、委託契約に係る仕様書が存在せず、委託業務の具体的内容及び範囲が不明確である。 　県は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして実行委員会と随意契約している。しかし、仕様書が存在しない状況では、委託業務の具体的内容及び範囲が明確でなく、契約事務が不適切であると言わざるを得ない。 【指摘事項】 　県は、委託契約を締結する場合は、委託業務の内容、範囲、成果物、履行期限、経費の内訳等を明記した詳細な仕様書を作成し、契約書に添付すべきである。	今後のみやざき総合美術展実行委員会との委託契約に向けては、委託業務の具体的内容及び範囲等を明確に定めた仕様書を作成し、契約書に添付する。	生涯学習課 県立美術館	172

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
指摘事項	**③実行委員会が締結する再委託契約の妥当性について** 【現状と問題点】 県及び民間会社は、実行委員会へみやざき総合美術展事業の総合企画及び実施運営を業務委託している。その上で実行委員会は、民間会社へ次の業務を再委託している。 ・県民への周知のための広告、広報活動 ・みやざき総合美術展のポスター・チラシ印刷及び送付、観覧券及び目録等の印刷作製 ・みやざき総合美術展開催へ向けた看板・懸垂幕の作製 ・出品作品搬出入及び会場展示作業 ・受付・会計員、駐車場整理員及び審査補助員の手配、報酬等の支払い ・記念講演講師及び審査員に関する業務、謝金及び旅費の支払い ・賞状の浄書及び印刷作成、授与、入賞作品の撮影編集 ・その他（タクシー借上、連絡通に関する業務） ・みやざき総合美術展図録タブロイド紙の作製 ・みやざき総合美術展に関する取材記事制作 ※出所：「県資料」	県から実行委員会への委託が必要な業務、実行委員会から民間会社への再委託が必要な業務など、効率的かつ透明性の高い契約体制について、他部署で実施している実行委員会運営も参考にしながら、実行委員会と検討を行う。	生涯学習課 県立美術館	172

	指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
	区分	内　容			
		すなわち、実行委員会は、民間会社から業務を受託しながら、当該業務を民間会社へ還流させる構造により、みやざき総合美術展事業を実施している。 このような委託の構造については、次のような問題点があると考える。 1.利益相反の問題 民間会社は、発注者であり、かつ、受注者でもある、両方の立場を持つことになってしまい、利益相反の問題が生じる可能性がある。適切な業務執行や経済的な価格設定の面で、問題が生じかねない。 2. 契約の透明性の欠如 このような構造により、本来であれば民間会社が県から直接受託すべき業務が複雑化されたように見えてしまい、契約の実態が不透明になる可能性がある。 3. 責任の所在の不明確化 業務上の問題が生じた場合、県及び民間会社→実行委員会→民間会社という複雑な契約関係により、問題発生時等における責任の所在が不明確になる可能性がある。			

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
	【指摘事項】 　県は、上記のような業務の還流を起こすような契約については、委託構造を見直し、みやざき総合美術展事業の透明性、経済性、妥当性を担保すべきである。 　具体的には、みやざき総合美術展事業について、次を検討すべきである。 ・県及び民間会社から実行委員会への委託契約の必要性、実行委員会から民間会社への再委託契約の必要性について、検証を行う。 ・実行委員会を経由するような業務の還流を起こすような契約は避ける。なお、避けることが困難である場合は、その合理的理由を文書化し、説明責任を果たす。 ・再委託を行う場合のルールを明確化し、再委託の可否、承認手続き、報告義務、責任の所在等を明確に定めた上で、ルールに基づき実施する。			
意見	**④実行委員会における法人税納税の確認等について** 【現状及び問題点】 　前項のとおり、みやざき総合美術展事業では、県及び民間会社からの委託料収入、観覧者からの観覧料等の収入があり、利益に相当する余剰金が出ており、かつ、県及び民間会社へ分配が行われている。 　この点、県は、この実行委員会が行うみやざき総合美術展事業について、法人税等に係る税務上の取扱いについて税務署への確認等は実施していない。 　任意団体であっても、収益事業を行う場合は法人税法上の「人格のない社団等」として法人税の納税義務が生じる可能性がある。また、税務上の収益事業に該当するかどうかは、以下の要件を満たすかどうかによる（法人税法第2条13号）。 　ア．34業種の事業に該当すること 　イ．継続して営まれること 　ウ．事業場を設けて営まれること	税務当局へ確認したところ、みやざき総合美術展実行委員会は継続性のある事業に該当し、法人税の申告義務が生じるとの回答を得た。 　ただし、現在に至るまで利益は生じていないため、追徴課税等は発生しない旨の回答を得ている。 　今後は適正な申告を行う。	生涯学習課 県立美術館	173

	指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
	区分	内　容			
		【改善提案】 　法人税について、上記ア.からウ.までの要件について検討すると、ア.については、34業種のうち“興行業”に該当すると考えられるので充たされる。また、ウ.の事業場を設けて営まれるかどうかについても、宮崎県立美術館という会場を有している以上、充たされる。イ.の「継続して営まれる」かについては、議論の余地がある。みやざき総合美術展については一年に一度の開催であることから、一般的な“継続”という概念には該当しないと考えられるが、それでも、過去よりこのような美術展が開催されているという事実はあるため、イ.の要件を充たす可能性もある。 　非営利型の一般社団法人や学校法人など申告を行う必要のない法人も制度上存在するが、それには、事業を行うことによって得た利益を出資者に配当として還元しないことが前提となっている。そのため、みやざき総合美術展事業が上記のとおり配当を行っているという点も、税務上の収益事業に該当するかどうかの判断のポイントになると考えられる。 　以上を踏まえ、県は、実行委員会の法人税納税に対して、以下の対応を実施するこが望ましい。 ・税務当局に対して、実行委員会の収益事業の内容、観覧料収入の金額、経費の状況等を説明し、法人税についての納税義務の有無について確認すること。 ・納税義務があると判断された場合は、適正な税務申告を行うこと。 ・県内の他の実行委員会についても同様の税務リスクがないか調査し、必要に応じて是正措置を講じること。			

指摘事項及び意見 区分	指摘事項及び意見 内　容	講じた措置等	所　管	報告書ページ
スポーツ振興課				
30. 共生社会の実現に向けた地域スポーツ推進事業				
指摘事項	**①収支精算書の消費税の記載について** 【現状及び問題点】 当該委託事業に関する業務委託契約書第9条において以下のとおり規定されておりその一部を記載する。 第９条　乙は、委託業務を完了したときは、直ちに成果品及び収支精算書（以下、「成果品等」という。）を甲に提出しなければならない。 ２　甲は、成果品等を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。 ３　乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前２項の規定は、この項の規定による補正について準用する。 （注）甲：県　乙：受託事業者 また、問題が生じている当該収支精算書の一部を以下に記載する。 ○支出の部 科　目 / 金額（税抜） / 消費税 / 内　訳 上記収支精算書の金額は、「（税抜）」とされているが税込で記載されたものが散見された。上記収支精算書はその様式が県で定められている公文書であり記載内容に不備があり問題である。 【指摘事項】 これは、上記業務委託契約書の第9条第2項及び第3項に準拠しておらず不合格の状態にある。したがって県は、受託事業者に対して収支精算書が不合格の旨を通知し県が定める期間内に補正させる必要がある。	収支精算書の様式は、「税抜額及び消費税の記載については求めていない」という国の指示にもとづき、課税対象・非課税対象のどちらにも通用するように、スポーツ振興課で参考として作成したものであった。 各受託者の収支精算書については、「（税込）」の様式で再度提出を依頼し、委託契約書の第９条の第２項及び第３項に基づき、合格とした。 今後は課税対象と非課税対象の受託者には、それぞれに確認と助言を加えたい。	スポーツ振興課	179

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
指摘事項	**②検査調書における委託料に係る消費税の記載について** 【現状及び問題点】 県は、共生社会の実現に向けた地域スポーツ推進事業のなかでスポーツ活動の拠点づくりとして地域スポーツクラブ5団体に事業の委託を行っている。受託事業者が免税事業者である場合、業務委託契約書第3条において委託業務の委託料の限度額について消費税の記載は行っていない。また、同業務委託契約書第9条2において「甲（県）は、成果品等を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙（受託事業者）に通知するものとする。」と規定されている。これに関して県では検査調書を作成している。しかし、当該検査調書に記載されている「契約金額」について受託事業者が免税事業者であるにもかかわらず「税込」と記載されていた。これは、業務委託契約書に記載されている金額と検査調書に記載されている契約金額とが不整合の状態にあり問題がある。 【指摘事項】 上記検査調書における契約金額は、受託事業者が免税事業者である場合「税込」の記載を行わないことが求められる。	指摘事項について、記載ミスであり直ちに訂正を行った。今後は、複数の職員によるチェック体制を強化するとともに、確認作業を徹底し、再発防止につなげる。	スポーツ振興課	179
31．食から始める健康「元気なみやざきっ子」食育推進事業				
指摘事項	**①予定価格調書における実施設計額と予定価格の不一致について** 【現状及び問題点】 県は、ホームページ上で委託業者の募集を行っている。そこにおいて、委託限度額を1,750,000円として公表している。しかし、予定価格調書では、実施設計額は1,750,000円であるが予定価格は1,749,999円となっていた。実施設計額と予定価格とは、原則として一致するものであるが、これが不一致になっている場合、適正に積算された金額である実施設計額で提案を行った業者を排除してしまう可能性があり問題がある。 【指摘事項】 実施設計額と予定価格が原則として一致するように留意するべきである。	実施設計額と予定価格が原則として一致するよう留意するとともに、課内においてダブルチェックを行うなどチェック体制を強化し、再発防止に努める。	スポーツ振興課	185

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
33. 高等学校1年生大会補助金事業				
指摘事項	**①決算報告書と証憑書類の日付の不整合について** 【現状及び問題点】 宮崎県高等学校一年生大会の競技種目であるバドミントン競技において、実績報告として決算報告書が提出されている。しかし、当該決算報告書の提出日付が「令和6年8月20日」となっているところ、その根拠証憑として添付されている領収書の日付が「令和6年8月21日」となっているものがあり不整合の状況であった。実績報告書である決算報告書の提出日付が不適正の状態にあり問題がある。 【指摘事項】 県は、金額等の正確性だけでなく日付の整合性等も確認する必要があり受託事業者に再提出を求める等の措置を行うべきである。	指摘事項について、受託事業者よりバドミントン専門部に対し決算報告書の日付の訂正を行わせ、再提出をさせた。再発防止策として、受託事業者に対し決算報告書のダブルチェックの義務付けと県として各競技専門部の決算報告書の輪番チェックを徹底し再発防止につなげる。	スポーツ振興課	191

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見 区分	指摘事項及び意見 内　容	講じた措置等	所　管	報告書ページ
文化財課				
35. 文化財保存管理補助事業				
意見	**①事業費配分の優先順位について** 【現状及び問題点】 本事業においては、補助金を県内の各文化財の所有者、管理団体、自治体に配分しているが、その配分方法は、「文化財保存管理費補助金交付要綱」に明確な記載がなく、従来の県の慣習により県有地と民間の所有者に優先的に配分され、残りを市町村に按分する方法がとられている。 配分方法が不明確であることは、恣意性の介入余地があるとともに、本事業に係る公平性や透明性の観点からも問題があると考える。 【改善提案】 県は、上記のような配分方法について、何故にそのような優先順位をつけて配分を行っているのか明確にしておくとともに、「文化財保存管理費補助金交付要綱」にもその配分方法について記載することが望ましい。	令和８年４月１日付けで交付要綱の改正を行い、補助対象事業者の区分（民間所有者と市町村）ごとの基準を設定するとともに、補助額の調整に関する規定を追加した。	文化財課	199
意見	**②指標の設定について** 【現状及び問題点】 本事業について、（１）事業概要 5）事業の効果（達成すべき指標）に記載のとおり、達成すべき指標が設定されていない。本事業は、県内に存在する文化財を保護することを目的としており、何らかの成果を出すことを目的としているわけではないため、指標を設定することが難しいことは理解できる。 しかし、指標の設定がないことは、事後的に本事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考える。	本補助金を活用して実施される事業の多くは、例えば古墳の草刈り等、文化財の日常的な維持管理の性質を有しており、事業実施による観光客の増加や県民の認知度向上を期待することは難しい。 一方で、補助金の必要性検討や効果測定のためには、指標設定が必要となることも事実であり、今後、補助対象事業の特性に応じた適当な指標について検討し、その設定に努めたい。 なお、指標の設定に当たっては、補助事業の直接的な成果を測定できるものとすることを基本的な考え方としたい。	文化財課	199

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
	【改善提案】 　文化財は増えることはあっても、現実的に減ることがなく、時間の経過とともに老朽化による補修も増えていき、今後、予算を削減していくことが難しい。だからこそ、県は、この事業で何をやっていくのか、何らかの指標を設定していくことが望ましい。 　例えば、文化財を訪れる観光客や、県内での当該文化財の周知度、マスコミに取り上げられた件数など、県内の文化財を広めていくことによる効果を成果指標とすることも考えられる。また、当該事業は、県内の国及び県指定文化財の維持管理及び環境整備等に要する経費に係るものであるものの、その目的は、県民の、県の歴史や文化に対する関心を惹起させることであることからすれば、間接的ではあるが、宮崎県総合博物館や西都原考古博物館の入場者数を成果指標とすることも有用であると考えられる。			
37．みやざきの古墳魅力発信事業				
意見	**①古代歴史文化協議会に係る経費について** 【現状及び問題点】 　この事業においては、古代歴史文化協議会に係る負担金（200千円）が含まれているが、古代歴史文化協議会は、平成26年から始まり、当初は14県の参加から始まったものの、徐々に退会が進み、現在では本県を含めて7県のみの参加にとどまっている。 　それらの要因は各県の歴史的な背景もあろうが、県の担当者によれば、事務負担も大きかった、とのことであった。また、昨今では、日本全体での調査研究というよりも、各県での独自の調査研究に重点が移っていっているという背景もある。 　結果として、古代歴史文化協議会に参加する意義、関連する予算の妥当性に異議が生じかねないと考えられる。	現在の古代歴史文化協議会は、「古代歴史文化」を統一テーマとしながら、参加各県独自の歴史や文化的特質を明らかにするための調査研究や、その研究成果の情報発信などを進めている。各県からの負担金によって、首都圏における1,000人規模のシンポジウム開催（２年に１回）や共同運営しているホームページ公開、各県研究成果の動画配信など、複数県で分担することによって少額・少労力で比較的大きな成果を上げていると言え、古墳群の世界文化遺産登録を目標とする本県にとって、幅広く情報発信することのできるまたとない機会である。参加県は当初より減少しているが、現状として参加県減少による事業効果の縮小などの影響は少なく、参加継続している他県も同じような考えだと推測される。 　しかしながら、より効果的な事業実施のためには、達成目的方法などを明確にしていく必要があり、当該事業の特性に応じた適切な目標設定などを含めて検討していきたい。	文化財課	207

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
	【改善提案】 本県において、この古代歴史文化協議会にどのように向かい合っていくべきか、再考すべき時に来ているとも考えられる。令和8年度に開催される日本遺産フェスティバルが終われば、協議会に新たに参加する県が現れるのか、さらに退会する県が現れるのかも、一つの試金石になりうると考えられる。 もちろん、西都原古墳群を始め、数多くの古墳を有する本県において、この古代歴史文化協議会の活動を続けていくのであれば、それを否定するものではない。しかし、事実上、参加県数が過去10年で半分になってしまったことを考えると、前述のような問題が生じかねない。 よって、県は、参加件数の減少した要因を分析するとともに、県の予算を支出するのであれば、その目的を明確にしつつ、より一層、効果的に当該事業の目的を達成する方法を模索することが望ましい。			
40. 西都原古墳群史跡整備事業				
意見	**①会計年度任用職員の勤怠管理について** 【現状及び問題点】 県は、本事業において、史跡整備目的の発掘調査や、考古資料の修復・整理・保管等のために会計年度任用職員を雇用しているが、その会計年度任用職員の勤怠管理には、出勤時の本人の押印のみで、出社時間と退社時間が記録されていない。 県は、これらの会計年度任用職員ついては、「勤務条件通知書」で事前に時間外労働がないことを本人に明確に通知しており、また、実際に時間外労働を発生させないよう適切に勤怠管理を実施しているとのことであった。 しかし、万が一、未払残業に関する訴訟問題になったとき等、時間外労働が実際に発生していないことを明確に疎明する資料としても、労働時間について労働者と雇用者の間で認識を共有する何らかの管理資料は有用ではないかと考えられる。	未払残業に関する訴訟問題になったとき等のことを考慮して、出勤時間、退勤時間が分かるように、会計年度任用職員の出勤簿に勤務時間を記載することで、労働時間について労働者と雇用者の間で認識を共有する。	文化財課	219

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
	【改善提案】 労働時間の適正な管理は、職員の健康管理、適正な給与支給、業務の効率化等の観点から重要である。2019年に労働安全衛生法等が改正され、近年で求められる勤怠管理では、労働者の労働時間が分かる出勤簿の作成が義務付けられている。 よって、「勤務条件通知書」で時間外労働がないことを通知している会計年度任用職員といえども、県は、タイムカードや、時間を記載するなどの方法により、労働時間を適切に把握することが望ましい。			
41．文化財保存整備補助事業				
意見	**①事業費配分の優先順位について** 【現状及び問題点】 本事業においては、補助金を県内の各文化財の所有者、管理団体、自治体に配分しているが、その配分方法は、「文化財保存整備費補助金交付要綱」に明確な記載がなく、従来の県の慣習により県有地と民間の所有者に優先的に配分され、残りを市町村に按分する方法がとられている。 配分方法が不明確であることは、恣意性の介入余地があるとともに、本事業に係る公平性や透明性の観点からも問題があると考える。 【改善提案】 県は、上記のような配分方法について、何故にそのような優先順位をつけて配分を行っているのか明確にしておくとともに、「文化財保存整備費補助金交付要綱」にもその配分方法について記載することが望ましい。	令和８年４月１日付けで交付要綱の改正を行い、補助対象事業者の区分（民間所有者と市町村）ごとの基準を設定するとともに、補助額の調整に関する規定を追加した。	文化財課	223

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
意見	**②指標の設定について** 【現状及び問題点】 本事業について、（1）事業概要 5）事業の効果（達成すべき指標）に記載のとおり、達成すべき指標が設定されていない。本事業は、県内に存在する文化財を保護することを目的としており、何らかの成果を出すことを目的としているわけではないため、指標を設定することが難しいことは理解できる。 しかし、指標の設定がないことは、事後的に本事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考える。 【改善提案】 文化財は増えることはあっても、現実的に減ることがなく、時間の経過とともに老朽化による補修も増えていき、今後、予算を削減していくことが難しい。だからこそ、県は、この事業で何をやっていくのか、何らかの成果指標を設定していくことが望ましい。 例えば、文化財を訪れる観光客や、県内での当該文化財の周知度、マスコミに取り上げられた件数など、県内の文化財を広めていくことによる効果を成果指標とすることも考えられる。また、当該事業は、国指定史跡等の保存整備に要する経費に係るものであるものの、その目的は、県民の、県の歴史や文化に対する関心を惹起させることであることからすれば、間接的ではあるが、宮崎県総合博物館や西都原考古博物館の入場者数を成果指標とすることも有用であると考えられる。	本補助金は、文化財の修理・整備等に係る国庫補助事業に対する随伴補助であり、計画的な保全を目的として継続的に実施される事業が中心であるため、事業実施が直ちに観光客の増加や県民の認知度向上へ直結することを期待するのは難しい。 一方で、補助金の必要性検討や効果測定のためには、指標設定が必要となることも事実であり、今後、補助対象事業の特性に応じた適当な指標について検討し、その設定に努めたい。 なお、指標の設定に当たっては、補助事業の直接的な成果を測定できるものとすることを基本的な考え方としたい。	文化財課	223

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
42. 埋蔵文化財緊急調査補助事業				
意見	**①指標の設定について** 【現状及び問題点】 本事業について、（1）事業概要 5）事業の効果（達成すべき指標）に記載のとおり、達成すべき指標が設定されていない。本事業は、県内に存在する文化財を保護することを目的としており、何らかの成果を出すことを目的としているわけではないため、指標を設定することが難しいことは理解できる。 しかし、指標の設定がないことは、事後的に本事業の必要性や効果を定量的に把握することができず、本補助金の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、本補助金の必要性に係る説明責任の観点からも問題があると考える。 【改善提案】 文化財は増えることはあっても、現実的に減ることがなく、時間の経過とともに老朽化による補修も増えていき、今後、予算を削減していくことが難しい。だからこそ、県は、この事業で何をやっていくのか、何らかの成果指標を設定していくことが望ましい。 例えば、文化財を訪れる観光客や、県内での当該文化財の周知度、マスコミに取り上げられた件数など、県内の文化財を広めていくことによる効果を成果指標とすることも考えられる。 また、当該事業は、埋蔵文化財の保存及び活用に要する経費に係るものであるものの、その目的は、県民の、県の歴史や文化に対する関心を惹起させることであることからすれば、間接的ではあるが、宮崎県総合博物館や西都原考古博物館の入場者数を成果指標とすることも有用であると考えられる。	当該補助金は、開発事業に伴う埋蔵文化財の有無確認の現地踏査や試掘調査、取扱いを決定するための確認調査及び本発掘調査などに係る国庫補助事業に対する随伴補助であり、継続的に実施する必要がある。 開発事業に対応した埋蔵文化財の滅失から保護するための緊急的な事業であることから、この事業が観光面での影響や文化財の周知度アップ等の効果を成果指標とすることは難しいと考えられる。 しかしながら、補助事業の必要性や効果の検証は必要なことではあるので、当該補助事業の特性に応じた適当な指標について検討していきたい。	文化財課	227

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">指摘事項及び意見
区分</th><th>内　容</th><th>講じた措置等</th><th>所　管</th><th>報告書
ページ</th></tr>
<tr><td colspan="5">45. 管理運営費（総合博物館）事業</td></tr>
<tr><td>意見</td><td>①特別展における収支と配当について
【現状及び問題点】
　宮崎県総合博物館では、年に一度、特別展が開催されている。
　特別展については、実行委員会が組成され、当該実行委員会が運営を行っている。実行委員会の委員は、県の他、出資を行うA社、B社、及びC社から推薦された者を充てている。
　実行委員会の収入は、宮崎県総合博物館の他、民間の会社からの出資収入、特別展の観覧者からの入場料等がある。また、支出は、人件費等の必要経費がある。
　収入総額から支出総額を差し引いた差引残額（余剰金）については、出資を受けた宮崎県総合博物館及び民間の会社に配当が行われている。
　過去3年間での収入・支出と、出資・配当額は次のとおりである。

令和4年度「モンスター水族館～深海魚とサメのひみつ～」
　収入総額　　支出総額　　差引残額（余剰金）
63,937,444円　－　35,485,410円　＝　28,452,034円
<table><tr><th></th><th>出資額</th><th>配当額</th></tr><tr><td>宮崎総合博物館</td><td>5,000,000 円</td><td>12,932,743 円</td></tr><tr><td>A 社</td><td>2,000,000 円</td><td>5,173,097 円</td></tr><tr><td>B 社</td><td>2,000,000 円</td><td>5,173,097 円</td></tr><tr><td>C 社</td><td>2,000,000 円</td><td>5,173,097 円</td></tr><tr><td>計</td><td>11,000,000 円</td><td>28,452,034 円</td></tr></table></td><td>　特別展の運営においては、民間企業との連携により集客や協賛金獲得を図っており、一定の配当が参加企業の意欲維持に寄与している面があることも踏まえつつ、公的助成金を配当の算出対象から除外する等、公益性と民間活力を両立した適切な配当のあり方について検討を行う。
　また、特別展の収支状況については、情報公開の観点から適切な公開のあり方を検討していく。</td><td>文化財課
宮崎県総合博物館</td><td>240</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">指摘事項及び意見</th><th rowspan="2">講じた措置等</th><th rowspan="2">所　管</th><th rowspan="2">報告書
ページ</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>令和5年度「レトロtoミライ－想い描いた未来予想図－」
収入総額　　支出総額　　協賛金配分金　差引残額（余剰金）
29,470,893円－12,779,934円－1,804,000円　＝14,886,959円
<table><tr><th></th><th>出資額</th><th>配当額</th></tr><tr><td>宮崎総合博物館</td><td>5,000,000 円</td><td>6,766,799 円</td></tr><tr><td>A 社</td><td>2,000,000 円</td><td>2,706,720 円</td></tr><tr><td>B 社</td><td>2,000,000 円</td><td>2,706,720 円</td></tr><tr><td>C 社</td><td>2,000,000 円</td><td>2,706,720 円</td></tr><tr><td>計</td><td>11,000,000 円</td><td>14,886,959 円</td></tr></table></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
	令和6年度「毒モンスター水族館～海のキケンな生きものたち～」 収入総額　支出総額　協賛金配分金　差引残額（余剰金） 63,897,711円－35,934,958円－660,000円　＝27,302,753円 令和4年度と令和6年度は収入の中に公益財団法人日本海事科学振興財団からの助成金も入っており、また、令和5年度は宮崎県企業局からの協賛金の収入も受けている。 助成金については、支援対象の経費が特定されており、その使途は明確とはなっているものの、その分、出資額に対して配当額が大きくなっているとも考えられる。 また、民間会社が入っている以上、特別展の運営により余剰金が出れば、相応の配当を行うことはありうると考えられるものの、特に令和4年度と令和6年度は出資に対する配当の割合が200％以上にもなっており、その過剰ともいえる配当の問題は大きい。 具体的には、このような配当には以下のようなリスクが存在すると考えられる。 第一に、公益性の観点から問題がある。助成金や協賛金を含めた収入から配当を行っていることから、公的資金や公益目的の資金が、結果として民間企業の収益となっている可能性を否定できない。 第二に、説明責任の観点から問題がある。民間企業に対して出資額の2倍以上の配当を行っていることについて、県民に対する十分な説明がなされているとは言い難い。			

	出資額	配当額
宮崎総合博物館	5,000,000 円	12,410,342 円
A 社	2,000,000 円	4,964,137 円
B 社	2,000,000 円	4,964,137 円
C 社	2,000,000 円	4,964,137 円
計	11,000,000 円	27,302,753 円

	指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
	区分	内　容			
		【改善提案】 県は、上記のリスクを踏まえ、以下の検討を行うことが望ましい。 （1）配当上限の設定 出資額に対する配当の上限を設定することが望ましい。例えば、出資額の50%または100%を上限とする規定を実行委員会規約に明記する等により、過剰な配当を防止できる。これにより、民間企業にとっても一定の配当を受けられる仕組みを維持しつつ、公益性を損なわない適正な範囲での配当が可能となる。 （2）余剰金の使途の明確化 配当を制限した後の余剰金については、その使途を明確にすることが望ましい。具体的には、(a)将来の特別展の質的向上のための積立金、(b)赤字が発生した場合の損失補填のための準備金、(c)次年度の特別展の企画・準備費用、などの使途を定め、透明性を確保することが望ましい。 （3）情報開示の充実 特別展の収支状況及び配当の実施状況については、県民に対して詳細な情報開示を行うことが望ましい。実行委員会の決算書類や配当決定の根拠について、県のウェブサイト等で公表し、県民が容易にアクセスできるようにすることで、説明責任を果たすべきである。			

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
意見	**②実行委員会における法人税等の税務リスクについて** 【現状及び問題点】 　上記のとおり、過去の特別展については入場料等の収入があり、利益に相当する余剰金が出ており、かつ、県等へ配当も行われている。 　特別展にかかる実行委員会は、平成12年度以降、断続的ではあるが毎年のように組成されている。県は、この実行委員会が行う特別展事業について、法人税等に係る税務上の取扱いについて税務署への確認等は実施していない。 　任意団体であっても、収益事業を行う場合は法人税法上の「人格のない社団等」として法人税の納税義務が生じる可能性がある。また、税務上の収益事業に該当するかどうかは、以下の要件を満たすか等による。 　ア．34業種の事業に該当すること 　イ．継続して営まれること 　ウ．事業場を設けて営まれること 　また、消費税については、対価性があるかどうかにより、納税義務が生じる可能性がある。すなわち、基準期間における課税売上が1,000万円を超えるか等による。 　税務申告を行わないまま放置した場合、遡及課税や追徴課税等の税務上のリスクが生じる。 【改善提案】 　法人税について、上記ア.からウ.までの要件について検討すると、ア.については、34業種のうち“興行業”に該当すると考えられるので充たされる。また、ウ.の事業場を設けて営まれるかどうかについても、宮崎県総合博物館という会場を有している以上、充たされる。イ.の「継続して営まれる」かについては、議論の余地がある。特別展については一年に一度、2ヶ月間程度の開催であることから、一般的な“継続”という概念には該当しないと考えられるものの、断続的ではあるが、特別展が毎年のように開催されているという事実はあるため、イの要件を満たす可能性も否定できない。	税務当局に確認したところ、特別展の実行委員会は展示内容や協力企業の有無によってその都度組成の要否を判断していることから、継続して営まれる事業には該当せず、法人税の納税義務はないとの回答を得た。 　また、消費税についても、実行委員会は税法上の任意組合等に該当することから、実行委員会自体には課税されないとのことであった。	文化財課	242

指摘事項及び意見			講じた措置等	所　管	報告書ページ
	区分	内　容			
		非営利型の一般社団（財団）法人や学校法人など、申告を行う必要のない法人も制度上存在するが、それには、事業を行うことによって得た利益を出資者に配当として還元しないことが前提となっている。そのため、特別展が上記のとおり配当を行っているという点も、税務上の収益事業に該当するかどうかの判断のポイントになると考えられる。 消費税について、入館料は「対価性」があると考えられるが、基準期間については、実行委員会が特別展ごとに解散されることから、議論の余地がある。上記、法人税法上の要件である“継続”にあたるのかどうかと併せて確認を行うことが必要と考えられる。 以上を踏まえ、県は、実行委員会の税務リスクに対して、以下の対応を実施するこが望ましい。 ・税務当局に対して、実行委員会の収益事業の内容、観覧料収入の金額、経費の状況等を説明し、法人税、消費税等についての納税義務の有無について相談すること。 ・納税義務があると判断された場合は、過去に遡って適正な税務申告を行うこと。その場合、実行委員会が開催ごとに解散してしまっていることから、その納税原資をどうするのか、という点も検討する必要がある。 ・県内の他の実行委員会についても同様の税務リスクがないか調査し、必要に応じて是正措置を講じること。			

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
意見	**③入館料の検討について** 【現状及び問題点】 　宮崎県総合博物館では、上記のような特別展以外、入館料は無料になっている。博物館法においては、公立博物館の入館料を原則無料としているところではあるが、近年、水道光熱費や人件費など、各費用は毎年のように上がっており、このまま、無料の入館料を続けていくかどうかについては再考する必要がある。 【改善提案】 　無論、教育目的での就学児の見学は無料とするなどの措置は必要であろうが、受益者に応分の負担を求めるという考え方からすれば、宮崎県総合博物館の有する優良な展示物を維持していくためには、入館者から相当の入館料も徴収することがあってもよいと考えられる。 　ただし、入館料を有料とするからには、それに見合うハード面・ソフト面のクオリティを維持する必要があることは言うまでもない。 　以上を踏まえ、県は、宮崎県総合博物館の入館料のあり方について検討を行うことが望ましい。	総合博物館の入館料は平成17年度から県の施策として無料化を実施しており、以降、入館者数が増加するなど県民に広く親しまれる施設となっている。こうした経緯を踏まえつつ、全国の博物館施設における入館料の動向や県内の社会教育施設との均衡も考慮しながら、今後の総合博物館のあり方を検討する中で、入館料についても改めて検討していく。	文化財課 宮崎県総合博物館	243

	指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
	区分	内　容			
	意見	**④会計年度任用職員の勤怠管理について** 【現状及び問題点】 　宮崎県総合博物館では、博物館内の案内等で会計年度任用職員を雇用しているが、その会計年度任用職員の勤怠管理には、出勤時の本人の押印のみで、出社時間と退社時間が記録されていない。 　県は、これらの会計年度任用職員ついては、「勤務条件通知書」で事前に時間外労働がないことを本人に明確に通知しており、また、実際に時間外労働を発生させないよう、適切に勤怠管理を実施しているとのことであった。 　しかし、万が一、未払残業に関する訴訟問題になったとき等、時間外労働が実際に発生していないことを明確に疎明する資料としても、労働時間について労働者と雇用者の間で認識を共有する何らかの管理資料は有用ではないかと考えられる。	未払残業に関する訴訟問題になったとき等のことを考慮して、出勤時間、退勤時間が分かるように、会計年度任用職員の出勤簿に勤務時間を記載することで、労働時間について労働者と雇用者の間で認識を共有する。	文化財課	243

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
	【改善提案】 　労働時間の適正な管理は、職員の健康管理、適正な給与支給、業務の効率化等の観点から重要である。2019年に労働安全衛生法等が改正されたことにより、近年で求められる勤怠管理では、労働者の労働時間が分かる出勤簿の作成が義務付けられている。 　よって、「勤務条件通知書」で時間外労働がないことを通知している会計年度任用職員といえども、県は、タイムカードや、時間を記載するなどの方法により、労働時間を適切に把握することが望ましい。			
46. 管理運営費（西都原考古博物館）事業				
意見	**①収支決算書の提出について** 【現状及び問題点】 　西都原考古博物館の運営については、特定非営利活動法人に業務委託されており、その特定非営利活動法人と業務委託契約書の第10条において「乙は、委託業務を完了したときは、直ちに業務の成果に関する報告書及び収支精算書を甲に提出」するとされている（甲は宮崎県、乙は非営利活動法人）。 　実際に収支決算書は提出されているものの、その収支決算書には運営にかかった経費についてのみ記載されており、収入に関する記載がない。 　西都原考古博物館には、当該特定非営利活動法人が運営しているミュージアムショップもあることから、そこでの売上収入もあり、また、土器・埴輪づくり等の体験講座でも参加者から実費相当額の費用を徴収していることから、そこでも収入と、材料に係る費用が生じている。 　県によれば、業務委託契約書によって特定非営利活動法人に委託している業務は、あくまで「博物館運営支援」であり、ミュージアムショップは、特定非営利活動法人が独自に行っているもので委託業務の範囲内には入っておらず、また、体験講座における収入・支出についても、特定非営利活動法人の会計の中で行われており、委託費とは関係ない、とのことであった。	NPO法人「iさいと」に委託されている業務の内容は、（１）コーディネート業務、（２）西都原考古博物館友の会会員募集及び各種事業の企画・実施、（３）団体受付及び団体受入計画案の作成、（４）講座体験活動の運営補助及び材料発注及び購入及び（５）その他　博物館運営に資する支援の５項目となっており、ミュージアムショップに関するものは含まれていない。あくまで、当館のミュージアムショップは、「iさいと」の自主事業であり委託業務の範囲外である。 　しかしながら、今回の意見書を踏まえ、今後委託業務の範囲や会計の内容がわかるよう、参考として同法人の財務状況確認のためにミュージアムショップの収支決算書を提出してもらうよう依頼した。（令和８年度分から）	文化財課 県立西都原考古博物館	252

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
	しかし、西都原考古博物館の敷地内で、西都原考古博物館の名を冠して行われているミュージアムショップや体験講座である以上、そこだけ切り離して委託業務の範囲外、別会計といえるかどうかは疑問である。そうであるとすれば、業務委託契約書で求められているものは収支に関する報告であり、情報が不足している。また、収入の状況によっては委託料の算定にも影響がある。 【改善提案】 県は、収支決算書というからには、西都原考古博物館の敷地内で行われている店舗や体験講座で生じた収入も含め、西都原考古博物館の運営で生じたすべての収入と費用の記載を求めることが望ましい。			
意見	**②入館料の検討について** 【現状及び問題点】 西都原考古博物館では入館料は無料になっている。博物館法においては、公立博物館の入館料を原則無料としているところではあるが、近年、水道光熱費や人件費など、各費用は毎年のように上がっており、このまま、無料の入館料を続けていくかどうかについては再考する必要がある。 【改善提案】 無論、教育目的での就学児の見学は無料とするなどの措置は必要であろうが、受益者に応分の負担を求めるという考え方からすれば、西都原考古博物館の有する優良な展示物を維持していくため、入館者から相当の入館料も徴収することがあってもよいと考えられる。 ただし、入館料を有料とするからには、それに見合うハード面・ソフト面のクオリティを維持する必要があることは言うまでもない。 以上を踏まえ、県は、西都原考古博物館の入館料のあり方について検討を行うことが望ましい。	有料であることのメリットとしては、本当に展示を鑑賞したい人が入館し落ち着いた雰囲気で鑑賞できる点や有料であることのプレミアム感を得られることが挙げられる。 デメリットとしては、２００４年の開館以来、入館料を徴収しておらず入館料を徴収することで入館者の減少が想定されることに加え、徴収するための施設改修、設備等が必要になることが挙げられる。 さらに、当館は西都市の北西部にあり交通の便が悪く、JRやバスなどの交通機関を利用して来館することは厳しく、タクシー、レンタカー、自家用車での来館になるため、入館料の徴収により入館者の減少を加速させる可能性が大きい。 このような状況から、今回、メリットとデメリットの両面において改めて検討した結果、当面の間は入館料の徴収を行わず、無料にて地域活動の向上への寄与を役割として運営を行うこととしたい。	文化財課 県立西都原考古博物館	253

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

指摘事項及び意見 区分	指摘事項及び意見 内　容	講じた措置等	所　管	報告書ページ
人権同和教育・生徒指導課				
47. 人権啓発資料作成事業				
意見	**①達成すべき指標について** 【現状及び問題点】 本事業では、達成すべき指標が何ら設定されていないので、事業の効果を図ることができていない。 【改善提案】 本事業は、人権啓発資料「ファミリーふれあい」を作成し、小・中・県立学校の1年生に配布することにより、児童生徒が学校や家庭等において人権尊重の大切さや家族のふれあいを深めることを目的としているので、その目的の達成状況を指標として設定できると考えられる。 また、毎年、12月4日からの人権週間に間に合うように発送し、各学校における朝の会、道徳授業、保護者対象の研修等での活用状況についての調査も実施し、配布先の活用割合を把握しているとのことであるので、例えば、その活用割合を指標として設定することも考えられる。	同資料については、全校種の全学校において、学校のニーズや児童生徒の実態に合わせた形で活用していることを把握している。よって、特に活用割合の指標を設定することはせず、今後については、各校の活用例を示しながら、一層の内容の充実を図っていく。	人権同和教育・生徒指導課	256

	指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
	区分	内　容			
	意見	**②契約書と仕様書について** 【現状及び問題点】 　人権啓発資料「ファミリーふれあい」の小学生用の作成については受託事業者A社との間で、中・高校生用の作成については受託事業者B社との間で、それぞれ印刷物製造請負契約を締結し、同契約書を作成している。そして、それぞれの契約書に共通して、第2条で、請負義務の履行は、甲（＝宮崎県）の指示及び甲が別に定める印刷製本仕様書に従って履行するものとされている。しかし、いずれの契約書にも、同仕様書が契約書と一緒に綴じこまれていない。 【改善提案】 　印刷製本仕様書は、制作部数、規格、頁数、製本の方法、納入の方法及び納期等を定めているものであり、契約書の一部を構成するものである。したがって、契約書の条項に同仕様書に従う旨の記載がある場合には、同仕様書も契約書と一緒に綴じるのが望ましい。	本事業の印刷物製造請負契約については、物品管理調達課で契約事務を取り扱っているため、今回の仕様書も契約書と一緒に綴じることが望ましいとの意見があったことを同課に伝えた。 　また、当課内においても今回の意見等を課員へ再周知をし、契約事務が引き続き適切に処理が行われるようにした。	人権同和教育・生徒指導課	256

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
48. みやざきの「子どものいのちと人権」を守る推進事業				
意見	**①SOSの出し方に関する教育の推進校の書籍購入について** 【現状及び問題点】 SOSの出し方に関する教育推進校用書籍の購入に関する予算執行伺において、購入希望の図書名の一覧と見積書は添付されているものの、その図書の内容を示す資料が添付されていないものが大多数である。確かに、図書名だけで、SOSの出し方に関する教育に関連する内容であることが推測される図書が存在はするが、図書名だけでは同教育に関連する内容の図書であるのかが判然としない図書も存在しており、購入希望の図書すべてについて、同教育に関連する内容の図書であることを確認していることが明らかでない。 【改善提案】 図書の購入希望の際には、図書名と見積書だけではなく、当該図書の概要や目次等が記載された資料を添付させることが望ましい。	図書の購入希望の際には、図書名と見積書に加え、目次等が分かる場合は目次等を、目次が分からない場合は当該資料の概要のどちらかが記載された資料を添付するように改善を行った。	人権同和教育・生徒指導課	260
意見	**②講師謝金について** 【現状及び問題点】 令和6年5月17日に実施された人権教育推進研修会において、元教授であった人物を講師として招いており、その講師謝金として、令和6年5月7日に決裁された予算執行伺では、１時間当たり20,000円とされていた。そして、教育政策課長作成の「研修等に伴う謝金等の標準について」における「県外講師－学識経験者－その他」を適用したものと説明されていた。しかし、同月16日に決裁された予算執行伺では、「県外講師－研修専門家」を適用するとして、1時間当たり25,000円に変更されたが、その変更理由については特に説明されていない。なお、当該人物は東京都内在住ではないが、研修講師として全国の自治体や学校から数多く招聘されていることを勘案して、東京都内で活動している講師の標準を適用するとされている。	令和７年度から、学識経験者の研修講師への謝金については、「学識経験者―その他」で統一して謝金単価を設定した。	人権同和教育・生徒指導課	260

指摘事項及び意見			講じた措置等	所　管	報告書ページ
	区分	内　容			
		他方、令和6年5月23日に実施された県立学校人権教育担当者研修会において、大学の特別研究員や非常勤講師を務めたことのある人物を講師として招いているが、その講師謝金は、「県外講師－学識経験者－その他」を適用し、1時間当たり20,000円とされた。そして、当該人物についても、東京都内在住ではないが、研修講師として全国の自治体や学校から数多く招聘されていることを勘案して、東京都内で活動している講師の標準を適用するとされている。 　このように、両者はいずれも、大学で教鞭を振るったことのある学識経験者であり、研修講師として全国の自治体や学校から数多く招聘されていることで共通しているのに、特に謝金額に差異を設ける理由が示されることなく、前者は「研修専門家」として取り扱われる一方で、後者は「学識経験者」として取り扱われることで、その謝金額に差異（不公平）が生じる結果となっている。 【改善提案】 　学識経験者で研修講師として数多く招聘されている経歴を有する研修講師への謝金については、「学識経験者－その他」、もしくは「研修専門家」のいずれかに統一した取り扱いをすることが望ましい。			

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
49．みやざきの子どもを支える問題解決支援事業				
指摘事項	**①相談員等の名簿の提出について** 【現状及び問題点】 受託業者との間でSNSを活用した相談事業業務の委託契約が締結され、同契約書第5条に基づく仕様書によれば、契約時に、同社が「業務管理責任者、相談責任者及び相談員の名簿（資格・相談の経歴を含むもの）を提出すること」と定められているが、同名簿は提出されていなかった。 【指摘事項】 提出が義務付けられているものが提出されていないことは契約違反であるから、契約書もしくは仕様書に定められているものが提出されているかを契約時に確認したうえで、提出されていないものがあれば、その提出を求めるべきである。	提出が義務づけられている書類の確認不足があった反省を踏まえ、チェック体制の強化として、担当者だけではなく、複数の職員で提出書類をチェックするようにしている。令和７年度については、必要書類の提出が複数の職員により確認できている。 また、今後、提出されていない書類があった場合には、その提出を求めることとする。	人権同和教育・生徒指導課	265
50．不登校等対策強化事業				
指摘事項	**①実績報告の提出期限徒過について** 【現状及び問題点】 スクールソーシャルワーカー配置補助金交付要綱第8条によれば、実績報告は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならないと定められている。 しかし、国富町の実績報告は、事業の完了日が令和7年3月31日であるにもかかわらず、翌年度の令和7年4月21日付で提出されており、要綱の定めに違反している。なお、県によれば、提出期限前に提出の催促は行っていたが、提出期限を徒過したことへの注意は行っていないとのことである。 【指摘事項】 県は、補助金の交付先に対して要綱に定められた提出期限内の提出を徹底させるべきであり、期限を徒過した事実があれば、同じことが繰り返されないように、その旨を厳しく指摘すべきである。	補助金の交付先に対する必要書類の期限内の提出については、補助金交付業務を適切に遂行するために必要であることから、事前に複数回にわたって提出期限について周知し、期限内提出を徹底した。 また、前年度提出期限に遅れた自治体に対しては、そのことについて指摘を行うとともに、業務の進捗管理を徹底し、提出期限を守るよう指導した。	人権同和教育・生徒指導課	270

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
意見	**②コネクトにおける備品管理状況について** 【現状及び問題点】 本事業では、不登校の児童生徒への支援拠点となる教育支援センター「コネクト」を設置し、運用を行っている。 そこで、本事業の予算において購入した備品等の管理状況や、利用者に関する記録等の適正さを確認することを主たる目的として、現地調査を実施した。 現地調査の結果、以下の写真のとおり、防災用として購入しているパンが、同じく防災用として購入しているゼリーや飲料とは異なる部屋で保管されているような実態があった。 【改善提案】 防災用保存食は、緊急時に速やかに用いることができるよう、異なった場所ではなく、同じ場所で一括管理しておくことが望ましい。	年度ごとの職員の異動等もあることから、どの備品がどの場所に保管しているのか分かるよう、備品等の管理状況についての一覧表を作成したところである。 また、防災用備蓄品については、改善提案のとおり、緊急時に速やかに用いるために一括管理することとし、防災用保存食も同じ場所で保管することとした。	人権同和教育・生徒指導課	270
意見	**③コネクトの利用者への支援記録の記録者について** 【現状及び問題点】 教育支援センター「コネクト」では、利用者に対し、いつ誰がどのような支援・対応を行ったのかにつき、「支援シート」に記録されている。そして、利用者に複数名の支援員や学生ボランティアが対応する場合もあり、複数名で対応した場合には、その対応者全員の名前が記載されている。しかし、支援内容を「支援シート」に記録した人物が誰であるかの記載がなされておらず、記録者が明らかでない。 【改善提案】 県においては、支援内容の事後の確認が必要となる場合が生じ得ることを想定して、「支援シート」への記録者が誰であるかを明示しておくことが望ましい。	支援シートの記録者が誰であるのかを明示することについては、事後の確認を行う際に重要な手がかりとなると考えるため、改善提案のとおり、令和７年度より支援シートの記録者を記載することとした。	人権同和教育・生徒指導課	271

指摘事項及び意見		講じた措置等	所　管	報告書ページ
区分	内　容			
意見	**④学生ボランティアの採用における契約書等の作成について** 【現状及び問題点】 　教育支援センター「コネクト」では、大学生有償ボランティアを採用している。ボランティア活動といえども、その実質が労働基準法に言う「労働者」に該当する場合には、最低賃金など、様々な労働法制の制限に服さなければならなくなる。そして、「労働者」に該当するか否かは、ボランティア活動という名目で決まるものではなく、その活動の実態が指揮監督下の活動であるか否かが重要な判断基準となる。具体的には、活動依頼や指示に対する諾否の自由があるか否か、活動内容についての指揮命令関係があるか否か、勤務日時が指定されているか否か等の要素が総合的に考慮されて判断されることになる。 　しかし、大学生有償ボランティアを採用するにあたって契約書が作成されていないため、指揮監督下の活動であるか否かが不明であり、同ボランティアが「労働者」に該当するか否かが明らかになっていない。 【改善提案】 　県においては、大学生有償ボランティアを採用するにあたっては、各大学生が自発的な意思で活動に参加するものであり、労働基準法上の「労働者」として活動するものではないことを明示した活動契約書もしくは活動条件通知書を作成しておくことが望ましい。	コネクトにおける大学生有償ボランティアについては、各大学生が自発的な意思で活動に参加するものであることから、改善提案のとおり、「有償ボランティア活動に関する合意書」を作成し、労働基準法上の「労働者」には該当しないことを明記した。	人権同和教育・生徒指導課	271